

○配置の考え方について下記に示す。

- ・主要諸室の必要性能を下記に示す。記載のない諸室については、要求水準書に示す性能を満たすものとし、記載のない条件については事業者の提案とする。
また隣接する諸室に関しては、その一方に隣接条件を記載している旨留意する。
- ・隣接は原則として隣り合い、直接の扉によって行き来できる室関係を前提とするが、計画上諸室が離れる場合は、可能な限り近くに配置し、動線の配慮を行う。

全棟共通事項

- ・各室に設置する什器・備品は、別添資料 2-1-3 什器・備品調達星取表を参照すること。
- ・海上保安庁が調達する什器・備品については、当該備品が設置できるよう配慮すること。
- ・電気設備や空調設備など建物設備に ICT 活用を検討し、効率的な運営が行えるよう配慮すること。

新教舎兼複合訓練棟

【新教舎兼複合訓練棟】

全般

- ・施設整備後、海上保安庁側で ICT 教育を促進する予定であることから、各諸室において、将来的に Wi-Fi が接続できるような設備を備える等、ICT 教育が可能かつ、通常授業とグループワークの切り替えを容易にできる環境を提案すること。
- ・全ての諸室において自然光による採光が可能な計画とする（なお、ガラス等を採用する場合は、ペアガラス等防音措置を施すとともに、授業を受ける学生の視線を遮断する仕様とすること）。
- ・エントランスから続く吹き抜け構造のラウンジフロアを設け、施設利用者が団欒し、アクティブラーニングも可能で、自然光による採光が可能な空間を計画する。また、ラウンジフロアにはバーカウンターを設置する。
- ・プロジェクターを設置する諸室においては、照明等の調整をしなくともプロジェクター投影が見やすい構造とすること。

A1 普通教室 A

- ・情報モジュージャック（露出 3 ロシャッター付）を白板上方天井付近に 1 個配置する。
- ・コンセント（2 ロ）は教壇側及び四隅に各 1 箇所、天井に 30 箇所設置する。
- ・BYOD 端末のアクセスポイントを設置できるようにする。
- ・白板（3600 mm × 1200 mm）を教室前面壁中央付近に設置する。
- ・白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。
- ・白板の両側には 1200 mm × 1200 mm程度の掲示板を設置する。
- ・白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を設置する。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・机（800 mm × 700 mm）は、前後左右に幅 600 mm空けて配置する計画としている。
- ・扉については、室内が見える窓を設置する。
- ・出入口は正面、後面の 2 か所に設ける。
- ・窓にブラインド設置する。
- ・教壇側に時計等を設置すること。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）

A2 普通教室 B

- ・情報モジュージャック（露出 3 ロシャッター付）を白板上方天井付近に 1 個配置する。
- ・コンセント（2 ロ）は教壇側及び四隅に各 1 箇所、天井に 30 箇所設置する。
- ・BYOD 端末のアクセスポイントを設置できるようにする。
- ・白板（3600 mm × 1200 mm）を教室前面壁中央付近に設置する。
- ・白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。

- ・ 白板の両側には 1200 mm×1200 mm程度の掲示板を設置する。
- ・ 白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を設置する。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・ 机(800 mm×700 mm)は、前後左右に幅 600 mm空けて配置する計画としている。
- ・ 扉については、室内が見える窓を設置する。
- ・ 出入口は正面、後面の 2 か所に設ける。
- ・ 窓にブラインドを設置する。
- ・ 教壇側に時計等を設置すること。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）

A3 普通教室 C

- ・ 情報モジュージャック（露出 3 口シャッター付）を白板上方天井付近に 1 個配置する。
- ・ コンセント(2 口)は教壇側及び四隅に各 1 箇所、天井に 30 箇所設置する。
- ・ BYOD 端末のアクセスポイントを設置できるようにする。
- ・ 白板(3600 mm×1200 mm)を教室前面壁中央付近に設置する。
- ・ 白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。
- ・ 白板の両側には 1200 mm×1200 mm程度の掲示板を設置する。
- ・ 白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を設置できるようにする。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・ 机(800 mm×700 mm)は、前後左右に幅 600 mm空けて配置する計画としている。
- ・ 扉については、室内が見える窓を設置する。
- ・ 出入口は正面、後面の 2 か所に設ける。
- ・ 窓にブラインドを設置する。
- ・ 教壇側に時計等を設置すること。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）

A4 普通教室 D

- ・ 情報モジュージャック（露出 3 口シャッター付）を白板上方天井付近に 1 個配置する。
- ・ コンセント(2 口)は教壇側及び四隅に各 1 箇所、天井に 30 箇所設置する。
- ・ BYOD 端末のアクセスポイントを設置できるようにする。
- ・ 白板(3600 mm×1200 mm)を教室前面壁中央付近に設置する。
- ・ 白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。
- ・ 白板の両側には 1200 mm×1200 mm程度の掲示板を設置する。
- ・ 白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を設置する。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・ 机(800 mm×700 mm)は、前後左右に幅 600 mm空けて配置する計画としている。
- ・ 扉については、室内が見える窓を設置する。
- ・ 出入口は正面、後面の 2 か所に設ける。
- ・ 窓にブラインドを設置する。
- ・ 教壇側に時計等を設置すること。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）

A5 情報処理教室

- ・ 情報処理の授業で 2 クラス（48 名程度）使用を計画している。
- ・ 情報処理教室内にサーバー区画又は別部屋にサーバー室を整備する。
- ・ 教官サイドにサーバー、ハブ等を設置できるようにする。
- ・ 学生サイドは PC（ノート型）、教科書等を使う幅 1200 mm程度の机を置くため 150 m²程度必要とする。
- ・ OA フロアに LAN ケーブル、無線 LAN (BYOD 端末用)等を設置できるようにする。
- ・ コンセント(2 口)は教壇側及び四隅に各 1 箇所、床下に 30 箇所設置する。

- ・情報モジュージャック（露出 2 ロシャッター付）を学生卓下コンセント付近に 30 個配置及び白板上方天井付近に（露出 1 ロシャッター付）を 1 個設置する。
- ・白板(3600 mm×1200 mm)は教室全面壁中央に設置する。
- ・白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。
- ・白板の両側には 1200 mm×1200 mm程度の掲示板を設置する。
- ・白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を設置する。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・精密機器設置のため、24 時間稼働可能な空調機を設置する。なお、別部屋にサーバー室を整備する場合は、同様に 24 時間稼働可能な空調機を設置し、情報処理教室に 24 時間稼働可能な空調は要しない。
- ・扉については、室内が見える窓を設置する。
- ・出入口は正面、後面の 2 か所に設ける。
- ・窓にブラインドを設置する。
- ・教壇側に時計等を設置すること。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）
- ・パソコンサーバー使用のため、空調は 24 時間が必要。

A6 LL 教室 A

- ・上級英語講習「免許講習」として使用。航海機関の上級英語講習については、「1 回の講習につき 30 名程度までであること」となっており、2 クラス同時又は航海機関の授業にて使用。情報、管制も授業で使用。
- ・ホストパソコンほか学生用パソコン(CD 及び DVD ヘッドセット 25 組)、授業用プロジェクターモニターを海上保安庁が別途調達し、設置予定。
- ・コンセント(2 口)は四隅及び教官卓下にそれぞれ 2 箇所、学生卓(2 人掛け)下に 15 箇所設置する。
- ・情報モジュージャック（露出 2 ロシャッター付）を学生卓下コンセント付近に 15 個配置及び白板上方天井付近に露出 3 ロシャッター付を 1 個設置する。
- ・白板(3600 mm×1200 mm)は教室全面壁中央に設置する。
- ・白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。
- ・白板の両側には 1200 mm×1200 mm程度の掲示板設置する。
- ・白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を設置できるようにする。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・扉については、室内が見える窓を設置する。
- ・BYOD 端末のアクセスポイントを設置する。
- ・出入口は正面、後面の 2 か所とする。
- ・窓にブラインドを設置する。
- ・教壇側に時計等を設置すること。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）

A7 LL 教室 B

- ・上級英語講習「免許講習」として使用。航海機関の上級英語講習については、「1 回の講習につき 30 名程度までであること」となっており、2 クラス同時又は航海機関の授業にて使用。情報、管制も授業で使用。
- ・ホストパソコンほか学生用パソコン(CD 及び DVD ヘッドセット 25 組)、授業用プロジェクターモニターを海上保安庁が別途調達し、設置予定。
- ・コンセント(2 口)は四隅及び教官卓下にそれぞれ 2 箇所、学生卓(2 人掛け)下に 15 箇所設置する。
- ・情報モジュージャック（露出 2 ロシャッター付）を学生卓下コンセント付近に 15 個配置及び白板上方天井付近に露出 3 ロシャッター付を 1 個設置する。

- ・ 白板(3600 mm×1200 mm)は教室全面壁中央に設置する。
- ・ 白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。
- ・ 白板の両側には 1200 mm×1200 mm程度の掲示板設置する。
- ・ 白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を設置できるようにする。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・ 扉については、室内が見える窓を設置する。
- ・ BYOD 端末のアクセスポイントを設置する。
- ・ 出入口は正面、後面の 2 か所とする。
- ・ 窓にブラインドを設置する。
- ・ 教壇側に時計等を設置すること。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）

A8 合併教室

- ・ 共通科目等座学について 4~5 クラスが一度に授業する。また二陸技試験、海技士試験会場として使用。
- ・ 部屋を二つに区切るためのパーティション(防音機能付)を設置する。
- ・ コンセント(2口)は四隅、教壇側、後部及びパーティション等で区切る四隅に 2 箇所ずつ配置。また天井に 60 箇所設置する。
- ・ 情報モジュージャック（露出 3 口シャッター付）を教室前後の白板上方天井付近に 1 個配置する。
- ・ 白板(3600 mm×1200 mm)は教室前後面壁中央付近にそれぞれ設置する。
- ・ 白板の下辺については床面から 850 mmを確保する。
- ・ 白板の両側には 1200 mm×1200 mm程度の掲示板を設置する。
- ・ 白板上部壁または天吊りにより単焦点型プロジェクター（電子黒板機能付）を教室の前後に設置できるようにすること。（白板上部壁または天吊りのいずれかについては設計時に協議。）
- ・ 教室の両サイドには天吊り式 50 インチ以上の回転式モニターを 2 台以上設置できるようにする。
- ・ 机 800 mm×700 mmを 120 台収納予定。
- ・ BYOD 端末のアクセスポイント設置。
- ・ 出入口は正面、中面、後面の 3 か所設置する。
- ・ 音響装置（スピーカー及びマイク）を設置する。
- ・ 窓にブラインドを設置する。
- ・ 教壇側及び後方に時計等を設置する。（総務課管理タイムサーバー親時計、チャイムほか館内放送設備）

A9 資料室(倉庫)

- ・ 120 m²を各階に分散して配置する。（例 6 階建ての場合 20 m²×6 箇所）
- ・ 窓にブラインドを設置する。

A10 柔道場

二重床
床畳

- ・ 人体保護のための緩衝性、他教室への配慮（耐震性防音性）
- ・ 床畳は常時設置とし、運動中に畳がずれないようにすること。
（畳交換は、海上保安庁が指定した際に都度交換するものとし、交換に際しては、授業に支障を生じさせないよう予備を準備しておくこと）
- ・ 18200 mm×9100 mm 緑 378 枚 赤 72 枚
（畳の基準は、全日本柔道連盟「公認畳」化学積層畳 SV230 とする）
- ・ 試合場：9100 mm四方の場内
- ・ 隣接する試合場との間隔は 3640 mm

- 壁
 - ・ 畳の周囲に 1000 mm幅のフローリングを設ける。
 - ・ 人の衝突に耐え得る強度とする。
 - ・ 緩衝材（人の衝突に備え怪我を防止できるもの）を取り入れる。
 - ・ 引き戸付きパネルミラーを設置する。
- 天井
 - ・ 天井の高さは 5000 mm以上とすること。
 - ・ 防音・断熱性・防カビの仕様とする。
- 自然採光
 - ・ 自然採光を多く取り入れた窓とし、人の緩衝及び窓の破損防止を目的とした保護用格子を取り付ける。
 - ・ 排煙装置（保護用格子付）
- スクリーン
- 照明
 - ・ 壁面又は吊下げ、幕スクリーン（16:9(HD)サイズ 245 インチ以上）
 - ・ 天井埋込（破損防止付）とし、電球又は灯器の交換が容易となる仕様とする。
- コンセント
 - ・ 一般的な武道場に相当した明るさとする。
 - ・ 一般的なコンセントを 14 箇所以上
 - ・ 製氷機専用を 1 箇所以上
- 館内放送
- テレビ端子等
 - ・ チャイム放送用スピーカーを適所に配置する。
 - ・ スクリーンと PC を接続し映像音源を流せる設備
 - ・ ICT 教育用
- 空調設備
 - ・ 天井埋込型とする。
 - ・ 冷暖房能力は部屋の容積を勘案して適切な能力とする。
- 換気設備
 - ・ 1 時間で空気を入れ替えられる設備とする。
 - ・ 悪天候以外には有効な自然換気が可能な仕様とする。
- 生活用排水設備、給湯設備
 - ・ シャワー（男子 5 カ所、女子 2 ケ所程度）、
 - ・ トイレ（男：小 4、大 3（洋 1、和 2）ケ所程度、女：洋 1、和 1 ケ所程度）。なお、洋式・和式はそれぞれ 1 ケ所以上設置する。）
 - ・ 洗面所、製氷機用給排水口
- その他
 - ・ 除湿機能付き器具庫（用具保管用重量棚）
 - ・ 救護室は、衣服を脱がしての処置を行う場合を想定して、パーティションで区切るのではなく、部屋として整備すること。（寝台、製氷機、水道ライン、空調設備を備えること）
 - ・ 控室 1 部屋、更衣室男女各 1 部屋（空調設備を備えること）
 - ・ 外周に 1000～1500 mm程度の板間を整備し、学生の見学が可能な形状にすること。

A11 トレーニングルーム

- 二重床
 - ・ 床下に衝撃吸収構造を有するものとする。
 - ・ クッション性を有するものとする。
- 床
 - ・ 板間
 - ・ ラダートレーニング用、反復横跳び用部分は、床に表示すること。
- 壁
 - ・ 2 面（L 字）を開閉式の鏡面仕様とする。
 - ・ 上記のうち 1 面の直下床面に階段 2 段を設置（椅子兼荷物置き併用）
 - ・ 別面の 1 壁面に懸垂用バーを設置すること。
 - ・ 残りの 1 面を白板、及び天井から吊り下げ式スクリーン
- 天井
 - ・ 膜天井又はガラスウール等（断熱、防音、強度、湿気に強い素材）とする。
 - ・ 自然採光を多く取り入れる（排煙窓兼用でも可）
- スクリーン
 - ・ 壁面又は吊下げ、幕スクリーン（16:9(HD)サイズ 245 インチ以上）を設置する。
 - ・ 使用していないときには収納可能なものとする。

照明性能	・天井埋込式照明(破損防止付)とする。 ・一般的な体育館に相当した明るさとする。
コンセント	・一般コンセント(計8カ所、四つ角及び各壁の中央) ・専用コンセント(救護所)
館内放送	・チャイム用スピーカー設置する。
映像音響機器	・スクリーンとPCを接続し、映像音源を流せる設備とする。
空調設備	・天井埋込型とする。 ・冷暖房能力は諸室の容積に応じた設計とする。
換気設備	・1時間で空気を入れ替えられる設備とする。
給排水設備	・救護所用
その他	・隣接して用具置場を設置すること(トレーニングルームの面積を削らないこと)。 ・専用ではなく、他室と共用可能

A12 ディーゼル機関実習室

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「ディーゼル機関実習室」の施設基準に適合したものであること。
- ・複数のディーゼル機関を起動させるために必要な、上下水道、電源設備、燃料設備、吸排気設備、排ガスの排気設備等を整備する。(詳細別途協議)
- ・機関の運転に必要な油脂・冷却水類のタンク(A重油、軽油、潤滑油、冷却水)及び缶(ガソリン(携行缶)、潤滑油(ペール缶)、廃油(ドラム缶))の保管場所を設ける。なお、消防法及び関係法令に応じた関係機関への申請及び管理等を適切に行う。
- ・機関発停用に用いる空気圧縮機及び空気タンクの設置場所を備えること。なお減圧弁を介して雑用空気として棟内の機関教官室所掌各室で利用できるように配管すること。
- ・機器の据付、搬出入、整備のため天井クレーン(SWL 5t以上)を設ける。
- ・作業に用いる工具、機関の予備品類を保管可能な什器類を備え付ける。
- ・防音措置を講じた25名程度のKYT・ミーティング区画(プレハブ構造)を2か所設ける。また同区画から実習室内を注視できる窓を備える。各区画W4500×H1200のプロジェクター映写可能な白板を壁面に設置し、白板上部にデジタルホワイトボード機能を有する単焦点プロジェクター2機を設置できるよう、コンセント及びLAN端子を設ける。
- ・窓を設ける場合は、防災仕様の遮光カーテンが設置できるようにする。
- ・ディーゼル機関実習室、工作実習室、補機実習室、補助ボイラ実習室、自動制御実習室、電気実習室及び機関教材室の共通事項は23ページの機関課所掌区画の要求水準 特記事項を参照。

A13 補助ボイラ実習室

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「補助ボイラ実習室」の施設基準に適合したものであること。
- ・貫流蒸気ボイラ(A重油又は灯油焚き)、脱酸素装置、軟水装置、ドレン回収装置、ボイラ水中和装置、蒸気利用空調設備を海上保安庁が設置するため、対応する吸排気設備、上下水道設備、電気設備を整備する。(詳細別途協議)
- ・防音措置を講じた25名程度のKYT・ミーティング区画を設けること。また同区画から実習室内を注視できる窓を備えること。各区画W4500×H1200のプロジェクター映写可能な白板を壁面に設置し、白板上部にデジタルホワイトボード機能を有する単焦点プロジェクター2機を設置できるよう、コンセント及びLAN端子を設けること。
- ・ディーゼル機関実習室、工作実習室、補機実習室、補助ボイラ実習室、自動制御実習室、電気実習室及び機関教材室の共通事項は23ページの機関課所掌区画の要求水準 特記事項を参照。

A14 小型船舶操縦士養成学科教室

- ・ 白板を教室前面壁中央付近に設置する。
 - ・ 教室の前側及び中間の両サイドにモニターを 2 台以上設置できるようにする。
 - ・ 教壇側に時計を設置できるようにする。
 - ・ 無線 LAN を設置できるようにする。
 - ・ 2 口コンセントを教室前面及び後面の壁面に 2 か所、左右の壁面に 1 か所ずつ設置する。
- ※室内の配置イメージは、24 ページを参照。

A15 レーダーARPA シミュレーター実習室

- ・ 実習室は、説明やブリーフィングを行うスペース 1 箇所とシミュレーター区画 4 箇所からなる。
- ・ シミュレーター区画には、それぞれ 1 台ずつシミュレーターを据え付ける。
- ・ シミュレーター区画には、それぞれ海図台を 1 台設置する。
- ・ シミュレーター区画は 1 つの区画につき 6 名以上が入り、装置周辺を移動しながら実習するため十分な広さを確保した計画とする。
- ・ ブリーフィングスペースは、白板を前面に配置し、最少でも 24 名が長机と椅子を使用できるようにする。
- ・ ブリーフィングスペースにシミュレーターを制御するための教官卓を配置する。
- ・ 区画と区画の間仕切りは、教官が行き来できるよう一部を往来可とし、教官卓から学生の状況を監視するため、区画の後方の間仕切りの上半分は透明な素材とする
- ・ 区画内の照明は、レーダー画面への映り込みを防止するためルーバー照明で可変照度とする
- ・ ブリーフィングスペースの照明は通常の照明とし、750Lx 程度の照度とする。
- ・ 他室との連絡のため、内線電話を設置
- ・ シミュレーターに電源を供給するために、0A フロアコンセントを 10 か所整備する。
なお、コンセントの位置は別途協議によって決定する。
- ・ 授業進捗確認のため、時計を設置する。
- ・ データ参照するため、有線 LAN を設置できるようにする。
- ・ ブリーフィングスペースにプロジェクター及びスクリーンを設置することとし、プロジェクターについては、業者仕様とする。スクリーンは、100インチ型の電動ロールスクリーンとする。
- ・ 快晴時の視認効率低下防止のため暗幕を設置する
- ・ 実習室内にサーバー区画又は別部屋にサーバー室を整備すること。
- ・ 高温、多湿によるサーバー機器への悪影響を防止するため、サーバー区画又はサーバー室には個別の 24 時間空調を設置する。
床荷重は、次にあげる海上保安庁が別途調達する設備（ラック：100kg×4、海図台：20kg×4、レーダー：25kg×4、コンソール：20kg×4、モニター：40kg×4）の荷重に耐えられるものとする。
- ・ 設備の配置イメージは、25 ページを参照

A16 電子海図情報表示装置室

- ・ パーティション、カーテン等を用い、中央で 2 教室に分割できるようにすること。
- ・ 教室の前側壁面及び後側壁面に白板（3600 mm×1200 mm）を設置すること。
- ・ 前面に教卓を設置できるようにする
- ・ 前面の天井にプロジェクターを設置する
- ・ 600 mm×1200 mmの机を横につなげて 2 個 1 組とし、7 組の列を 2 列設置（7 組目は機材故障時の際の予備）できるようにする
- ・ 机と机の前後の間隔は 1400 mm程度を計画している
- ・ 机 1 台につき 1 台の電子海図情報表示装置を設置できるようにする

- ・他室との連絡のため、内線電話を設置する
- ・電子海図情報表示装置それぞれに電源を供給できるようにコンセントの配置を計画する。
- ・授業進捗確認のため、時計を設置する
- ・データ参照するため、有線 LAN を設置できるようにする。
- ・快晴時の視認効率低下防止のため暗幕を設置できるようにする
- ・床荷重は、海上保安庁が別途調達する設備（教官端末及び訓練端末：1人分約 5kg、ECDIS 実機：約 102 kg）の荷重に耐えられるものとする。
- ・設備の配置イメージは、26 ページを参照

A17 警備救難教官室用実習室 A

- ・白板投影の PC プロジェクター映像で座学（最大 26 名）の後、各種事案を想定した模擬現場（鑑識現場、模擬小型船 [3000 mm × 1500 mm] 設置）で鑑識実習（現場鑑識、写真撮影等）を実施。
- ・実習室内は、4 区画【①座学、②鑑識模擬現場区画（空所）、③暗室 [模擬小型船設置]、④日中シタ撮影実習区画 [室内から室内及び屋外（窓越し）を同時撮影実習]】とし、①②区画は、隣接し間仕切りなし、②と③と④区画は、吊るし可動式間仕切り（片開き戸 1 箇所）で区画できること。

※ 4 区画の配置イメージは、27 ページを参照。

【以下特記事項の指定区画を①②③④と表記】

- ・① 白板（3600 mm × 1200 mm）（プロジェクター投影可能/海保指定の壁設置）を設置する。
- ・① 映像音響機器 1 基（プロジェクター/白板投影）を設置する。
- ・① 鑑識実習台（約 2400 × 1200 × 800 mm）を 2 台設置する。座学用机及び鑑識作業台として使用（白板前に設置）する。
- ・① 教官卓を 1 台設置する。（可動式/白板と鑑識実習台の間に設置）
- ・② 約 6000 mm × 6000 mm の大きさとする
- ・④ 約 4000 mm × 6000 mm の大きさとする。また、屋外が透見可能な透明窓 [縦約 800 mm × 1500 mm × 床上 1100 mm] を一面の壁に設置し、室内から室内及び屋外（窓越し）を同時に撮影可能とする。
- ・①②③区画の窓際にブラインドを設置する。
- ・③ 約 5000 mm × 6000 mm の大きさとし、窓は設置しない。[自然光なし]。区画内に小型船舶（約 3000 mm × 1500 mm）を配置し、現場鑑識実習（スチル撮影等）に使用する。
- ・①② 座学区画～模擬現場区画の窓際（自然採光有）に棚（カウンター）兼保管庫（長約 10000 mm × 幅約 700 mm × 床上約 800 mm）を設置、写真撮影実習台兼資器材保管庫とする。また同棚上面の片側にカメラ防湿保管庫（既存/長 2500 mm × 幅 700 mm × 高 900 mm）1 台及び写真印刷機（既存/長 600 mm × 幅 600 mm × 高 500 mm）3 台設置する。
- ・鑑識資器材庫 1 台設置（壁際の海保指定位置/長約 2500 mm × 幅約 500 mm × 高約 800 mm）する。
- ・上記特記以外、自然採光可能な計画とする。
- ・白板上部にアナログ時計を 1 台設置する。
- ・一般コンセント（約 20 m² × 1 箇所、海保指定位置）
- ・内線電話 1 台（白板付近の海保指定位置）する。
- ・LAN 機器 1 台（白板付近の海保指定位置）する。
- ・洗面器手洗器（給湯混合水栓/1 基、海保指定位置）を設置する。
- ・①②区画の窓際に暗幕用カーテンレールを設置する。
- ・窓際にブラインドを設置する。

A18 警備救難教官室用実習室 B

自然採光可能な計画とし、窓際に写真撮影用棚（カウンター）を備える。

- ・白板（3600 mm × 1200 mm）（プロジェクター投影/海保指定の壁設置）を設置する。

- ・映像音響機器（プロジェクター/白板投影）を設置する。
 - ・アナログ時計を1個（白板上部に設置）設置する。
 - ・一般コンセント（約 20 m²×1箇所、海保指定位置）を設置する。
 - ・専用コンセント（冷蔵庫用/海保指定位置）を設置する。
 - ・内線電話1台（白板付近の海保指定位置）を設置する。
 - ・LAN 機器1台（白板付近の海保指定位置）を設置する。
 - ・流し台（シンク/給湯混合水栓）を設置する。
（給湯混合水栓 8 基をシンクに並び設置〔海保指定位置〕）
 - ・棚（カウンター）兼資器材保管庫 1 基（棚上面に検体を置き写真撮影実習/長約 6000 mm×幅約 700 mm×高約 800 mm/海保指定位置設置）を設置する。
 - ・棚（カウンター）兼資器材保管庫 1 基（棚上面にカメラ防湿保管庫〔既存/長 2500 mm×幅 700 mm×高 900 mm〕1 個及び写真印刷機〔既存/長 600 mm×幅 600 mm×高 500 mm〕3 台を設置）を設置できるようにする。
 - ・現場鑑識実習で各種薬品を使用することを考慮し、十分な換気能力を有する必要がある。
 - ・窓際に暗幕用カーテンを設置する。
 - ・窓際にブラインドを設置する。
- ※仕器の配置イメージは、28 ページを参照。

A19 図書室

- ・図書を閲覧するため座りやすく蔵書を広げ易い閲覧机と椅子を配置できる間取りとする。
- ・静かな環境が必要なため、騒音が入ってこない防音性があること。
- ・窓は可能な限り多数設置する計画とし、紫外線による蔵書の色褪せがないよう紫外線防止フィルム及び災害時に大きく割れて怪我がないよう飛沫防止フィルムによる措置がされているものとする。
- ・BYOD による PC 持込で電源を使用するため壁や天井からの給電用コンセントを多数備える。
- ・学情システム用のアクセスポイントと学生隊のアクセスポイントを設置できるよう IT コンセントが壁に設置されていること。
- ・個人スペースが確保できるように、窓側にカウンターを設置する。
- ・視力低下がないよう、室内の灯火は満遍なく点灯され、明るくすること。
- ・蔵書が詰まった移動式書架を複数設置するため床は重量物に対応すること。
- ・寛いで過ごせるよう、一部を木製壁木製フローリングとする。
- ・一部の壁は白色で、プロジェクターでの投影でメディア視聴などを行えるようにする。
- ・学生が時間の管理が可能となるよう時計を備え付ける。
- ・閲覧状態を確認するため、適所に防犯カメラを設置できるようにする。
- ・利用者が図書課に連絡できるよう内線電話を設置する。
- ・校内の放送が聞けるようにする。
- ・蔵書の保管を担保するため、湿度が 61%以下に管理できる個別空調とすること。
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「図書室」の施設基準に適合したものであること。

A20 工作実習室

- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「工作実習室」の施設基準に適合したものであること。
- ・機器の据付、搬出入、整備のため天井クレーン（SWL 5 t 以上）を設ける。
- ・アーク溶接、ガス溶接を行うため、同区画では特定化学物質障害予防規則に対応する健康障害防止措置を講じるための設備を整備する。（全体換気装置の設置、床面は不浸透性かつ容易に掃除できる構造、関係者以外の立入禁止措置、休憩室の設置、洗浄設備の設置（洗身及びうがいの設備、更衣設備、洗濯のための設備）など）（詳細別途協議）

- ・ 防音措置を講じた 25 名程度の KYT・ミーティング区画（プレハブ構造）を 2 か所設ける。また同区画から実習室内を注視できる窓を備える。各区画 W4500×H1200 のプロジェクター映写可能な白板を壁面に設置し、白板上部にデジタルホワイトボード機能を有する単焦点プロジェクター 2 機を設置できるよう、コンセント及び LAN 端子を設ける。
- ・ コークスの燃焼、エンジン溶接機などの排気ガスが発生するため、強制排気の位置を任意に設定できるダクトタイプの排気設備を整備すること。（詳細別途協議）
- ・ 電源は工作機器の増備、移設等に対応するため、壁面の専用コンセントに加え、ケーブルラック式の配線を整備し、増備の際は天井より任意位置で電源を確保できる構造とする。

A21 補機実習室

- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「補機実習室」の施設基準に適合したものであること。
- ・ 実習用の空調用エアコンユニット、揚水用タービンポンプ等を屋内に設けるため、電源、上下水道設備、吸排気設備等を整備すること。（詳細別途協議）
- ・ 25 名程度の KYT・ミーティング区画を設け、W4500×H1200 のプロジェクター映写可能な白板を壁面に設置し、白板上部にデジタルホワイトボード機能を有する単焦点プロジェクターを設置できるよう、コンセント及び LAN 端子を設けること。
- ・ ディーゼル機関実習室、工作実習室、補機実習室、補助ボイラ実習室、自動制御実習室、電気実習室及び機関教材室の共通事項は 23 ページの機関課所掌区画の要求水準 特記事項を参照。

A22 自動制御実習室

- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「自動制御実習室」の施設基準に適合したものであること。
- ・ 石油タンク、実習用温水器（石油焚き）及び水槽等を設けるため、上下水道設備、吸排気設備、ガス設備、燃料設備等を整備する事。（詳細別途協議）
- ・ 25 名程度の KYT・ミーティング区画を設け、W4500×H1200 のプロジェクター映写可能な白板を壁面に設置し、白板上部にデジタルホワイトボード機能を有する単焦点プロジェクター 2 機を設置できるよう、コンセント及び LAN 端子を設けること。
- ・ ディーゼル機関実習室、工作実習室、補機実習室、補助ボイラ実習室、自動制御実習室、電気実習室及び機関教材室の共通事項は 23 ページの機関課所掌区画の要求水準 特記事項を参照。

A23 電気実習室

- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する船舶職員養成施設の「電気実習室」の施設基準に適合したものである。
- ・ 並列運転可能な実習用ディーゼルエンジン発電機 2 基（一基 350kVA 程度、遠隔にて並列解列運転が可能）、発電機用の負荷試験装置、蓄電池設備、変圧設備、発電機制御盤、受配電盤を設置するため、電源設備、吸排気設備、上下水道設備等を整備する。（詳細別途協議）
- ・ 発電設備を設置した区画は十分な防音措置を講じ、隣接した別区画に発電機制御盤や実験区画を設ける。
- ・ 25 名程度の KYT・ミーティング区画を設け、W4500×H1200 のプロジェクター映写可能な白板を壁面に設置し、白板上部にデジタルホワイトボード機能を有する単焦点プロジェクター 2 機を設置できるよう、コンセント及び LAN 端子を設ける。
- ・ 実習室内にて船内での停電状態を再現した訓練を行うため、自然光が入らない構造とするか、窓を設ける場合完全に遮光できる設備を有する。
- ・ ディーゼル機関実習室、工作実習室、補機実習室、補助ボイラ実習室、自動制御実習室、電気実習室及び機関教材室の共通事項は 23 ページの機関課所掌区画の要求水準 特記事項を参照。

A24 機関教材室

- ・ 機関教材室は、ディーゼル機関実習室に隣接した配置とし、実習機器等の搬出入が容易にできる構造とすること。なおディーゼル機関実習室との境界には壁面を設けない。
- ・ 機器の据付、搬出入、整備のため天井クレーン（SWL 5 t 以上）を設ける。
- ・ 25 名程度の KYT・ミーティング区画を設け、W4500×H1200 のプロジェクター映写可能な白板を壁面に設置し、白板上部にデジタルホワイトボード機能を有する単焦点プロジェクター 2 機を設置できるように、コンセント及び LAN 端子を設ける。
- ・ ディーゼル機関実習室、工作実習室、補機実習室、補助ボイラ実習室、自動制御実習室、電気実習室及び機関教材室の共通事項は 23 ページの機関課所掌区画の要求水準 特記事項を参照。

A25 調理実習室

- ・ 前方、後方に白板 1 枚ずつ設置する。
- ・ 調理資機材室、調理実習教室に近接する。
- ・ 1 階の配置を基本として、通常の出入口の他に食材搬入のための外部からの出入口を計画する。
- ・ 業務用食器乾燥機、まな板乾燥機用を、業務専用コンセントに接続できるよう整備する。
- ・ 空調の吹き出し口を各調理台でスポット的に作用するように整備する。
- ・ 冷蔵庫等調理台以外に設置するものは壁際に配置し、調理台区画からの浸水を防ぐため一段高い架台等を整備する。
- ・ 床材は水洗洗浄を行うので水切れの良い構造素材とすること
- ・ 床面に流れ出た水が速やかに排水されるように、適切に排水溝を計画する。
- ・ 調理台は、1 台で 4 名が実習可能なものとし、下記の特記とする。
 - シンク：折り畳み式水栓で、シンク蓋を有する。
 - ガスコンロ等：3 口を有し、各種安全機能を有した安心できる実習を可能とする。
 - オープンレンジを付帯すること。
 - 収納：大容量の収納力を備えたキャビネットを有するものとする。
 - 素材：耐食性や耐久性に優れた台とする。

A26 調理資機材室

- ・ 着替えロッカー（男子 37 個、女子 11 個）の設置が可能な計画とする。
- ・ 調味料乾物保管のために必要な 24 時間換気または空調運転を可能とする。
- ・ 調理実習室、調理実習教室に近接する。
- ・ 包丁などの刃物類を保管する箇所が確認出来る位置に防犯カメラを設置するための配線配管の敷設等の処置を講じること。

A27 調理実習教室

- ・ 前面に白板を設置する。
- ・ パーテーション等で 30 名程度ずつに 2 分割使用を可能とする。
- ・ 調理実習室、調理資機材室に近接する。
- ・ 天井据え付けのスクリーン 100 インチ（幅 2280 mm×高さ 1680 mm、16 : 9）、プロジェクターを設置する予定のため、それに耐えうる構造とする。

A28 一般事務室

- ・ 50 m²程度毎に可動式間仕切り等で分割可能とする。
- ・ 間仕切後にすべての間仕切区画が独立した部屋として機能するように出入口のほか、時計、テレビ端子及び照明などのスイッチ類などそれぞれの区画毎に設ける。
- ・ コンセントについては、区画毎に独立した回路とする。

A29 会議室

- ・ 会議用モニター（壁掛け）が設置可能となるように取付け用架台を整備する。
- ・ 行政LAN（校内共有接続用）を繋げるようにする。
- ・ 外部関係機関への業務説明、来賓控室としての機能を考慮し、1階もしくは2階に設置する。
- ・ 内線電話が繋がるよう整備する。
- ・ 確認が容易な箇所に時計を設置できるようにする。

A30 湯沸室

- ・ 一般事務室に近接した場所に整備する。

A31 職員更衣室

- ・ 一般事務室に近接した場所に整備する。

A32 多目的トイレ

- ・ 洋風大便器（節水型、大小切換え洗浄）及び温水洗浄便座（リモコン付き）、紙巻き器は2つ以上設置する。
- ・ 男女兼用
- ・ 乳幼児用ベットの設置する。
- ・ 洗面所にはセンサーで水及びソープが流れるタイプを整備する。
- ・ 手すりを便座、出入り口付近に設置
- ・ 1階に設置する。
- ・ 呼出しボタンにより、指定した諸室に通報が可能とする。

A33 職員便所洗面所

- ・ 水洗便所とする。
- ・ 各階男子便所は（大3 個別扉ウォシュレット、小3）を設置する。
- ・ 各階女子便所（大6 個別扉ウォシュレット）を設置し、個人的に使用が可能な擬音装置を備える。
- ・ 各便所に洗面所（センサーで流れるタイプ）2ヶ所を設置する。
なお、女子便所には個人の小物が収納できる棚を洗面所に付帯する。
- ・ 各洗面所にオートソープディスペンサー付き
- ・ 一般事務室に近接した場所に整備すること。

A34 学生便所

- ・ 水洗便所
- ・ 各階男子便所（大4 個別扉ウォシュレット、小4）
- ・ 各階女子便所（大8 個別扉ウォシュレット）
- ・ 清掃用具庫設置。大は扉付き。

A35 学生洗面所

- ・ 各洗面所にオートソープディスペンサーを設置する。
- ・ 各洗面所に冷水器を設置する。
- ・ A34 学生便所と一体的に利用できるように設置する。

A36 運転手詰所

- ・ 個別空調（6畳用）を設置する。
- ・ 机（片袖 1台）を配置できるように計画する。
- ・ 椅子（3脚）を配置できるように計画する。
- ・ 書類棚（引き違い書庫 1個）を設置できるように計画する。
- ・ 内線電話を設置する。
- ・ 冷蔵庫（約120L）を配置できるように計画する。
- ・ 更衣ロッカー（3名分）を配置できるように計画する。

- ・ テレビ（32 型）を配置できるように計画する。
- ・ 鍵 BOX（壁備付）を設置できるように計画する。
- ・ 電子レンジ及び電気ポットを配置できるように計画し、同時運転が可能なコンセントを整備する。
- ・ ラック（テレビ、レンジ、ポット等日用雑貨配置用）を設置できるように計画する。
- ・ 時計（デジタル電波時計）を設置できるように計画する。

A37 車庫①

- ・ 出口付近に立水栓（洗車用、凍結防止栓あり）を設置する。
- ・ 駐車スペース周囲にタイヤ洗車用具等機材のおける棚を設置する。
- ・ 車両出入口にシャッター（鍵付き）を整備する。
- ・ コンセントを 2 か所設置する。
- ・ 学校保有車両がすべて格納できれば、車庫②とまとめた整備が良い。

A38 車庫②（倉庫兼務）

- ・ 出口付近に立水栓（洗車用、凍結防止栓あり）を設置する。
- ・ 駐車スペース周囲にタイヤ洗車用具、草刈り機等の機材のおける棚を設置する。
- ・ 車両出入口にはシャッター（鍵付き）を整備する。
- ・ コンセントを 2 か所設置する。
- ・ 学校保有車両がすべて格納できれば、車庫①とまとめた整備が良い。

A39 倉庫

—

A40 機械室

—

A41 電気室

—

A42 自家発電室

—

A43 交通部分

- ・ 内線電話を各フロアに 1 台設置する。。

A44 渡り廊下

- ・ 既存教舎と接続すること。
- ・ 屋根付き、屋内通路とする。

新学生寮（第Ⅰ期）

【新学生寮（第Ⅰ期）】

全般

- ・ 寮の名称は「青葉寮」とし、現在の青葉寮 1 階玄関で使用している看板を引き継いで使用すること。
- ・ ロビー階には「当直教官室(副直)」「当直学生寝室(女性)」「掲示板(当直教官室付近)」を設けることとし、掲示板は縦 800 mm、横 1,600 mmの掲示版で、紙媒体のポスター、文書を画紙、セロハンテープなどで掲示可能なものとする
- ・ 男女の区別を階層別又はゾーン別で分けるなど、管理が容易な計画とする。
- ・ 屋上出入口扉に内側から施錠可能な鍵を設置すること。
- ・ 寮室を有する階の廊下には自動販売機を設置可能なコーナーを設け、自動販売機用電源を確保し、使用電力計器が設置可能な架台等を設ける。

B1 寮室

- ・ 29 ページからの寮室性能特記を参照

B2 洗濯室

- ・ 洗濯室は、寮室のある各階に 1 室設置すること。
- ・ 男子学生・女子学生が混在する可能性があることから、必要に応じて男女の使用区画をフレキシブルに区分した場合に多数となる部屋側(男子学生又は女子学生)のみが使用できる構造とすること。

利用時間 ・ 主に平日課業時間外、休日 06:30～22:00 頃

専用コンセント ・ 洗濯機、乾燥機の設置可能台数分を整備(設計時に設置可能台数を明記する)

B3 洗濯乾燥室

- ・ B2 洗濯室に併設する。

B4 洗面便所

- ・ 男子学生・女子学生が混在する可能性があることから、トイレ及び洗面所は、必要に応じて男女の使用区画をフレキシブルに区分して、使用トイレ及び洗面所が交わらない構造とすること。
- ・ 男子便所に小便器は設置しない。
- ・ 補充を要する消耗品類が十分に収納可能な棚付きブースを設ける。
- ・ 床は清掃が容易なドライ床とし、掃除流しに加え、清掃用具が整然と整理可能な通気性のあるブースを設ける。
- ・ 洗面所は木質調など日常の使用時に落ち着ける機能性及びデザインに富んだ仕様を提案し、各階の洗面台のうち 1 箇所は洗髪機能を有した設備とする。

B5 調理室(流し場)

- ・ 寮室のある階に各 1 室(冷蔵庫 1 台、電子レンジ 1 台を設置予定)整備する。

B6 浴場

- ・ 利用時間：平日 17:50～20:20、休日 11:00～21:30
- ・ 施錠方法：男子一般鍵、女子テンキー

B7 当直学生寝室(女性)

利用時間 ・ 平日 17:15～翌朝 08:00、休日 24 時間

白板 ・ 約 600 mm ㊦ 1000 mm ペン皿付き

時計 ・ 丸形直径 300 mm 長針短針

B8 当直教官室（副直）

- ・ 小型の洗面台を設置

利用時間

- ・ 平日 17:15～翌朝 08:00、休日 24 時間

白板

- ・ 好 600 mm ヽコ 1000 mm ペン皿付き

時計

- ・ 丸形直径 300 mm 長針短針

B9 面会室

—

B10 食堂

- ・ 食洗場と隣接し、台車により炊事場～食洗場～食堂へ食事を運搬できる動線計画とする。
（炊事場と設置階数が異なる場合は、貨物用エレベーター等で食事を運搬することを提案する。）
- ・ パーテーション等で 200 名程度ずつに分割使用できる計画とする。
- ・ 各テーブルから視認できる位置の各壁にモニター（約 120 インチ）4 台（4 面）を設置できるように計画すること。
- ・ パーテーション等で分割時も各区画の放送設備の使用を可能とする。
- ・ 電子レンジ 4 台、トースター 4 台、業務用冷蔵庫（分隊別に飲料や調味料が保管できるもの）10 台程度を設置できるように計画すること。
- ・ 無線 LAN を設置できるようにする。
- ・ 手洗用水洗を出入口毎に 2 箇所ずつ設置（最低 6 か所）すること。
- ・ 天井にプロジェクター及び大型スクリーンを設置（モニターへの伝送可）できるように計画すること。
- ・ 各壁 4 面に WBGT センサーを設置できるように計画すること。
- ・ 食堂に隣接する階段下やパイプスペース等に清掃用具を収納するロッカーが設置できるように計画すること。

B11 食洗場

- ・ 炊事場と隣接した場所に整備すること。
 - ・ 827 人分の食器を 50 人で洗浄作業するために十分な面積とすること。
 - ・ 米の炊飯釜や料理及び洗浄した食器を台車で搬出入が出来るようにするほか、スムーズに出入り出来るように 2 箇所の出入口を設けること。
 - ・ 洗浄後の食器保管庫（乾燥タイプ）を設置できるように計画すること。
 - ・ 大型食器洗浄機を設置する。
 - ・ 食器のつけ置きが可能な可動式の洗い桶を設置できるように計画すること。
- ※学生が使用した食器を洗浄する洗い場と食器洗浄機、洗浄後に食器を乾燥する保管庫を設置する。
- ・ 調理後の食品保温冷蔵庫（切替式）を設置する。
- ※炊事場との隔壁内に設置し炊事場で調理した給食を保温しておくための保温冷蔵庫を設置する。
- ・ 現在の厚生棟の保温庫と同様の配置（31 ページを参照）にする。
 - ・ 配膳や食器整理のための可動式の作業台を設置できるように計画すること。
 - ・ 取り得る空きスペースで流し台を設置する。
 - ・ 床は、水はけができるような排水溝施設（開放できるが蓋が脱落しにくいもの）とする。
 - ・ 業務用湯沸器（温度調整可能）100L×2 台を設置する。

B12 炊事場

- ・ 熱中症対策として高温となる恐れがある箇所については WBGT センサーを設置できるようにすること。

- ・ 床は、水はけができるような排水溝施設を整備する。
- ・ 一度で大人数の調理が出来る回転釜(ライスボイラー/容量 200L 程度)を 4 台設置すること。
- ・ 調理済の食材を直接搬入出来る保温庫を設置できるように計画すること。
- ・ 製氷機(業務用 100L タイプ)を設置する
- ・ 業務用炊飯器を設置できるように計画すること。
- ・ 建物据え付けの調理設備を設置(32 ページを参照)する。
- ・ 調理設備の設置場所は、器具の整備、清掃で支障とならない配置とし、事業者が提案する。

B13 炊事場事務室

- ・ 委託業発注等にかかるインターネット接続(委託業者外部接続用)ができるようにする。
- ・ 学情システム(内部接続の連絡用システム)により欠食申請を行うための無線 LAN を整備できるようにする。

B14 多目的トイレ

- ・ 洋風大便器(節水型、大小切換え洗浄)及び温水洗浄便座(リモコン付き)、紙巻き器は 2 つ以上設置する。
- ・ 男女兼用
- ・ 乳幼児用ベットの設置する。
- ・ 洗面所にはセンサーで水及びソープが流れるタイプを整備する。
- ・ 手すりを便座、出入り口付近に設置
- ・ 1 階に設置する。
- ・ 呼出しボタンにより、指定した諸室に通報が可能とすること。

B15 倉庫

—

B16 自習室兼隔離室(男性)

- ・ 時計を設置できるように計画すること。

B17 自習室兼隔離室(女性)

- ・ 時計を設置できるように計画すること。

B18 隔離者洗濯機及び乾燥機室(男性)

- ・ 設置する洗濯機、乾燥機の台数分設置の専用コンセントを設置する。

B19 隔離者洗濯機及び乾燥機室(女性)

- ・ 設置する洗濯機、乾燥機の台数分設置の専用コンセントを設置する。

B20 隔離者シャワー室(男性)

—

B21 隔離者シャワー室(女性)

—

B22 隔離者便所洗面所(男性)

—

B23 隔離者便所洗面所(女性)

—

B24 機械室

—

B25 電気室

—

B26 交通部分

- ・ 寮の出入口、廊下の要所に寮各室を出入りする個人識別するための防犯カメラを設置できるようにする。
- ・ 寮室を有する階は、男子学生・女子学生が混在する可能性があることから、必要に応じて男女の使用寮室を寮室1班ごとにフレキシブルに区分して、通常時における生活空間が交わらない構造とすること。

B27 渡り廊下

- ・ 渡り廊下を通過する人物の個人識別のために防犯カメラを設置できるようにすること。

B28 屋上物干し場

- ・ 洗濯物干しに適した間隔で、洗濯物が干せる構造にて整備する。
- ・ 通常時(台風を除く)の雨風への対策をとして物干し場には屋根等を設ける。

新学生寮（第Ⅱ期）

【新学生寮（第Ⅱ期）】

全般

- ・ 寮の名称は「仰青寮」とし、現在の仰青寮 1 階玄関で使用している看板を引き継いで使用する。
- ・ ロビー階「当直学生室」「当直学生教官室(正直)」「当直教官室(副直)」「当直学生寝室(男性)」「掲示板(当直学生室前)」を設置する。
なお、掲示板にあっては、縦 1,000 mm、横 2,000 mm の掲示版で、紙媒体のポスター、文書を画鋏、セロハンテープなどで掲示可能なものとする。
- ・ 屋上出入口扉に内側から施錠可能な鍵を設置すること。
- ・ 寮室を有する階の廊下には自動販売機を設置する計画としており、各自動販売機設置予定箇所には、自動販売機用電源を確保すること。

C1 寮室

- ・ 33 ページからの寮室性能特記参照

C2 洗濯室

- ・ 洗濯室は、寮室のある各階に 1 室設置する。
- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 利用時間 | 主に平日課業時間外、休日 06:30～22:00 頃 |
| 専用コンセント | 洗濯機、乾燥機の設置可能台数分を整備（設計時に設置可能台数を明記する。） |

C3 洗濯乾燥室

- ・ 洗濯室に併設する。

C4 洗面便所

- ・ 洗面便所は男子用を各階に設置する。男子便所に小便器は設置しない。
- ・ 補充を要する消耗品類が十分に収納可能な棚付きブースを設ける。
- ・ 床は清掃が容易なドライ床とし、掃除流しに加え、清掃用具が整然と整理可能な通気性のあるブースを設ける。
- ・ 洗面所は木質調など日常の使用時に落ち着ける機能性及びデザインに富んだ仕様を提案し、各階の洗面台のうち 1 箇所は洗髪機能を有した設備とする。

C5 調理室(流し場)

- ・ 寮室のある階に各 1 室（冷蔵庫 1 台、電子レンジ 1 台を設置予定）整備する。

C6 当直学生室

- | | |
|---------|---|
| 利用時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 06:00～08:30, 11:50～12:50, 15:15～15:30, 17:05～24:30 ・ 休日 06:00～24:30 |
| 内装仕上(壁) | ・ 壁補強 55 インチディスプレイ 2 台設置できるように計画すること。 |
| 白板 | ・ 好 600 mm コ 1000 mm ペン皿付き |
| 時計 | ・ 設置できるように計画すること。 |
| 放送設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備は、全館放送のほか校内施設ごとに切替選択が可能であること。 ・ 放送設備は、屋外スピーカーも設置し、校内全域に情報伝達可能であること。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 正門から本館一般当直室及び新寮 2 当直学生室へ呼びかけ通話が可能なインターホンを設置する。 ・ 内線電話を 4 台設置すること(海上保安庁内線)。 ・ 時計が設置できるように計画すること。 |

- ・ 室内及び室前に名札掛けを設置する。なお、仕様については各寮定員人数分の掛札が掛けられること。
 - ・ 各寮室定員分を「1個班」とし、4～6個班で「1個分隊」を編成するので、人数や分隊数、班数の変化にフレキシブルに対応して表示可能なものとする。
 - ・ 掛札の形状は、プラスチック製、縦 75 mm、横 25 mm、厚さ 3 mm であり、上端から 7 mm の左右中心位置に直径 4 mm の穴があるものとする。
- C7 当直学生寝室（男性）**
- 利用時間 ・ 当直学生の利用時間は、平日 17:15～翌朝 08:00、休日 24 時間
- 白板 ・ 寸 600 mm ヲ 1000 mm ペン皿付き
- 時計 ・ 設置できるように計画すること。
- C8 当直教官室（正直）**
- ・ 小型の洗面台を設置する。
 - ・ 利用時間 ・ 当直教官の利用時間は、平日 17:15～翌朝 08:00、休日 24 時間
 - ・ 白板 ・ 寸 600 mm ヲ 1000 mm ペン皿付き
 - ・ 時計 ・ 設置できるように計画すること。
- C9 当直教官室（副直）**
- ・ 小型の洗面台を設置
 - ・ 利用時間 ・ 当直教官の利用時間は、平日 17:15～翌朝 08:00、休日 24 時間
 - ・ 白板 ・ 寸 600 mm ヲ 1000 mm ペン皿付き
 - ・ 時計 ・ 設置できるように計画すること。
- C10 面会室**
—
- C11 学生課執務室**
- 利用時間 ・ 職員の利用時間は、平日 07:10～21:00
- 内装仕上（壁） ・ 壁補強 55 インチディスプレイ 4 台設置できるように計画すること。
- 情報化対応性 ・ 海上保安業務システム LAN、行政情報システム LAN のポートを室内均一に 6 か所ずつ整備できるようにする。
- C12 学生課更衣室（男性）**
- ・ 職員の利用時間は、平日 7:10～21:00
- C13 学生課更衣室（女性）**
- ・ 職員の利用時間は、平日 7:10～21:00
- C14 学生課会議室**
- 利用時間 ・ 職員の利用時間は、平日 07:10～21:00
- 内装仕上（壁） ・ 壁補強 75 インチディスプレイ 2 台設置できるように計画すること。
- 白板黒板 ・ MAXHUB75 インチ×2 台を設置予定。
- 一般コンセント ・ 壁側は「C」の 25～30 m²に 1 か所で可、その他に OA フロアから電源コンセントを 4 か所。
- 情報化対応性 ・ 会議等の場合に使用する海上保安業務システム LAN、行政情報システム LAN のポートを 4 か所ずつ整備できるようにすること。
- C15 多目的トイレ**
- ・ 洋風大便器（節水型、大小切換え洗浄）及び温水洗浄便座（リモコン付き）、紙巻き器は 2 つ以上設置する。

- ・ 男女兼用
- ・ 乳幼児用ベットの設置する。
- ・ 洗面所にはセンサーで水及びソープが流れるタイプを整備する。
- ・ 手すりを便座、出入り口付近に設置
- ・ 1階に設置する。
- ・ 呼出しボタンにより、C6 当直学生室に通報すること。

C16 倉庫

—

C17 自習室兼隔離室(男性)

- ・ 時計を設置できるように計画すること。

C18 隔離者洗濯機及び乾燥機室(男性)

- ・ 設置する洗濯機、乾燥機の台数分設置の専用コンセントを設置すること。

C19 隔離者シャワー室(男性)

—

C20 隔離者便所洗面所(男性)

—

C21 機械室

—

C22 電気室

—

C23 交通部分

- ・ 寮の出入口、廊下の要所に寮各室を出入りする個人識別するための防犯カメラを設置できるようにする。

C24 渡り廊下

- ・ 隣接する建物に接続する。

C25 屋上物干し場

- ・ 洗濯物干しに適した間隔で、洗濯物が干せる構造にて整備する。
- ・ 通常時(台風を除く)の雨風への対策をとして物干し場には屋根等を設ける。

新実習棟

【新実習棟】

全般

- ・隣接するヘリポートでのヘリ離発着に係るダウンウォッシュ（下向き気流）の影響を考慮した建物構造とし、建物が受けた気流の返りが、可能な限り航空機に影響を与えないような配置計画とする。

D1 船艇用品庫

- ・倉庫中央で2分割出来るように入り口を2箇所設け、照明等のスイッチもそれぞれの入り口で操作できるよう計画すること。
- ・建物1階に計画し、出入口は保管物品等の出し入れしやすい構造（段差無し）とする。

D2 保管物品庫

- ・船艇用品庫と保管物品庫は同一スペースに計画すること。
なお、船艇用品庫と保管物品庫の境は壁等で間仕切る必要はなく一体の空間とする。

D3 危険物倉庫

- ・第1石油類（シンナー）及び第2石油類（塗料等）を保管する。
指定数量以下（指定数量 1/5 以上 少量危険物貯蔵）の貯蔵として関係法令等に基づき計画する。

D4 実習用倉庫

- ・救難実習の資器材整備と保管、装備の脱着及び実習ミーティングに使用。
 - ・本倉庫内で資器材装着後、重量物（ガソリンポンプ等）を台車を使用して持出し屋外で消火等実習、防火服及び器材等、水濡れ状態で倉庫内に戻り脱装、防火服は乾燥室（吊るし可動式間仕切り）で吊るし保管し、資器材の洗浄整備に給排水設備が必要。以上により施設1階で直接外部との往来可能な出入口（引き分け戸）が必要。
 - ・防火服乾燥保管室の設置（吊るし可動式間仕切り〔片開き戸1箇所〕で区画／水濡れ防火服30着を保管する換気兼乾燥設備を備えた個室）
 - ・換気設備（水濡れの消火資器材、ガソリンポンプ、消火ホース等の保管のため）
 - ・自然採光要（消火実習資器材等、水濡れ物品の整備保管のため換気可能な窓を複数箇所必要）
 - ・白板1（プロジェクター投影可能品を壁設置/海保指定場所/屋外での実習前中後に白板（プロジェクター投影）を使用した座学（実習ブリーフィング/デブリーフィング等）に使用）
 - ・アナログ時計1個（海保指定位置）
 - ・一般コンセント（2口×4箇所以上/海保指定位置）
 - ・専用コンセント（冷蔵庫用〔屋外実習時の熱中症対策保冷剤等保管用〕/海保指定位置）
 - ・内線電話1台（出入口付近海保指定位置）
 - ・LAN機器1基（学内LAN接続用/海保指定位置/用途前記白板欄記載のとおり）
 - ・映像音響機器1台（大型ディスプレイ又はプロジェクター/LAN機器設置付近の海保指定位置/用途前期白板欄記載のとおり）
 - ・給排水設備1箇所（救難資器材の洗い場/約2000mm×2000mm×300mm/混合水栓2基/海保指定の床面に設置）
 - ・整理棚設置（3段以上/約20000mm/保管品：もやい銃10セット、空気ポンプ約30本、空気呼吸器約15セット、防火ヘルメット30個、防火ブーツ30足、その他工具類）
 - ・倉庫内床面保管品（既存品：ガソリンポンプ2台、資器材搬送用台車（1200mm×800mm）2台、消火ホース10セット）
 - ・倉庫内床面の一部に排水口（グレーチング措置/海保指定位置）設置
- ※実習用倉庫内のスペース及び什器の配置イメージは、35ページを参照。

D5 危険予知訓練室

- ・ 奥側 5000 mmほどのスペースを全開閉可能な仕切り（パーテーション）により防災実習等実施時に危険予知教育に必要な資機材の収納スペースとする。
- ・ 出入口は大型の器材（大型マット：3000 mm×2000 mm×400 mm、VR 機器：1000 mm×850 mm×600 mm、大型モニター：1600 mm×1300 mm×800 mm）を搬出入できるように両開き扉とし、中の様子が確認できるようなガラス窓を設置。
- ・ 出入口付近に靴箱（120 足分）を設置できるように計画すること。
- ・ 室内に棚「300 mm×300 mm×300 mm」を 100 個（ヘルメット等を置くため）設置できるように計画すること。
- ・ 危険予知教育の説明等に使用するため、学校ネットワークにつながる電子黒板を設置すること。これに伴う LAN 設備又はモジュージャックが 3 口必要。
- ・ 時計を設置できるように計画すること。
- ・ チャイムほか館内放送設備を設置すること。
- ・ VR 機器を 2 機常設するため、部屋の奥側に計 6 口の 100V コンセントの挿し口を設置すること。（VR 機器本体用 1 口、コンプレッサー用 1 口及び操作用 PC 1 口が 2 機分）

D6 整備実習室（基本作業）

- ・ 性能特記は、36 ページを参照。

D7 整備実習室（整備作業）

- ・ 性能特記は、36 ページを参照。

D8 機体格納庫

- ・ 性能特記は、37 ページを参照。

D9 便所洗面所

- ・ 水洗便所
- ・ 各階男子便所（大 3 個別扉ウォシュレット、小 3）
- ・ 各階女子便所（大 6 個別扉ウォシュレット）
- ・ 各便所に洗面所（センサーで流れるタイプ）2 ヶ所
- ・ 各洗面所にオートソープディスペンサー付き
- ・ 清掃用具庫を整備すること。

D10 多目的トイレ

- ・ 洋風大便器（節水型、大小切換え洗浄）及び温水洗浄便座（リモコン付き）、紙巻き器は 2 つ以上設置する。
- ・ 男女兼用
- ・ 乳幼児用ベットの設置する。
- ・ 洗面所にはセンサーで水及びソープが流れるタイプを整備する。
- ・ 手すりを便座、出入り口付近に設置
- ・ 1 階に設置する。
- ・ 呼出しボタンにより、当建物指定諸室に通報可能とする。

D11 機械室

—

D12 電気室

—

D13 交通部分

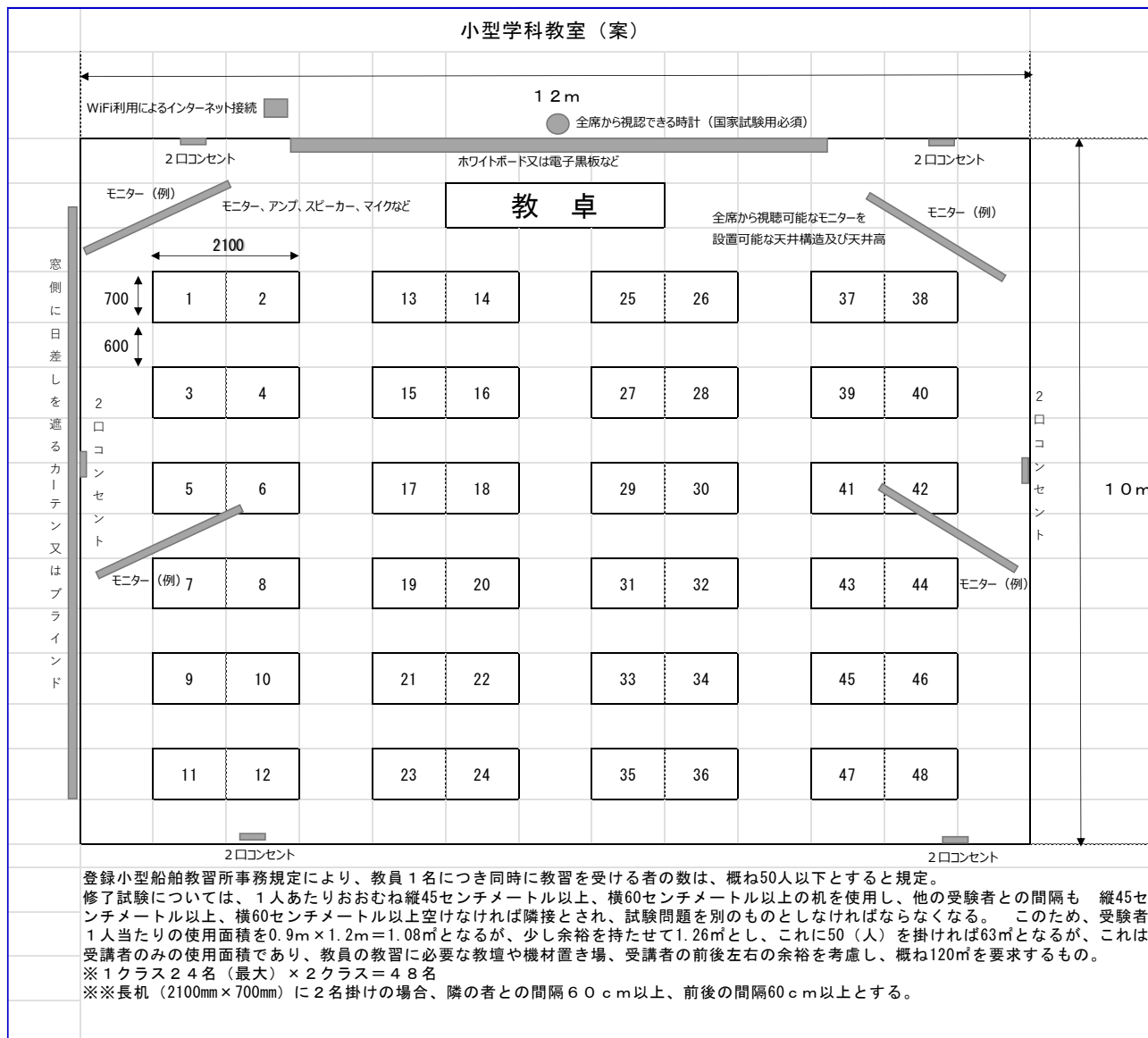
- ・ 内線電話各フロアに 1 台設置できるように計画すること。

(A12) ディーゼル機関実習室、(A13) 補助ボイラ実習室、(A20) 工作実習室 (A21) 補器実習室、(A22) 自動制御実習室、(A23) 電気実習室、(A24) 機関教材室

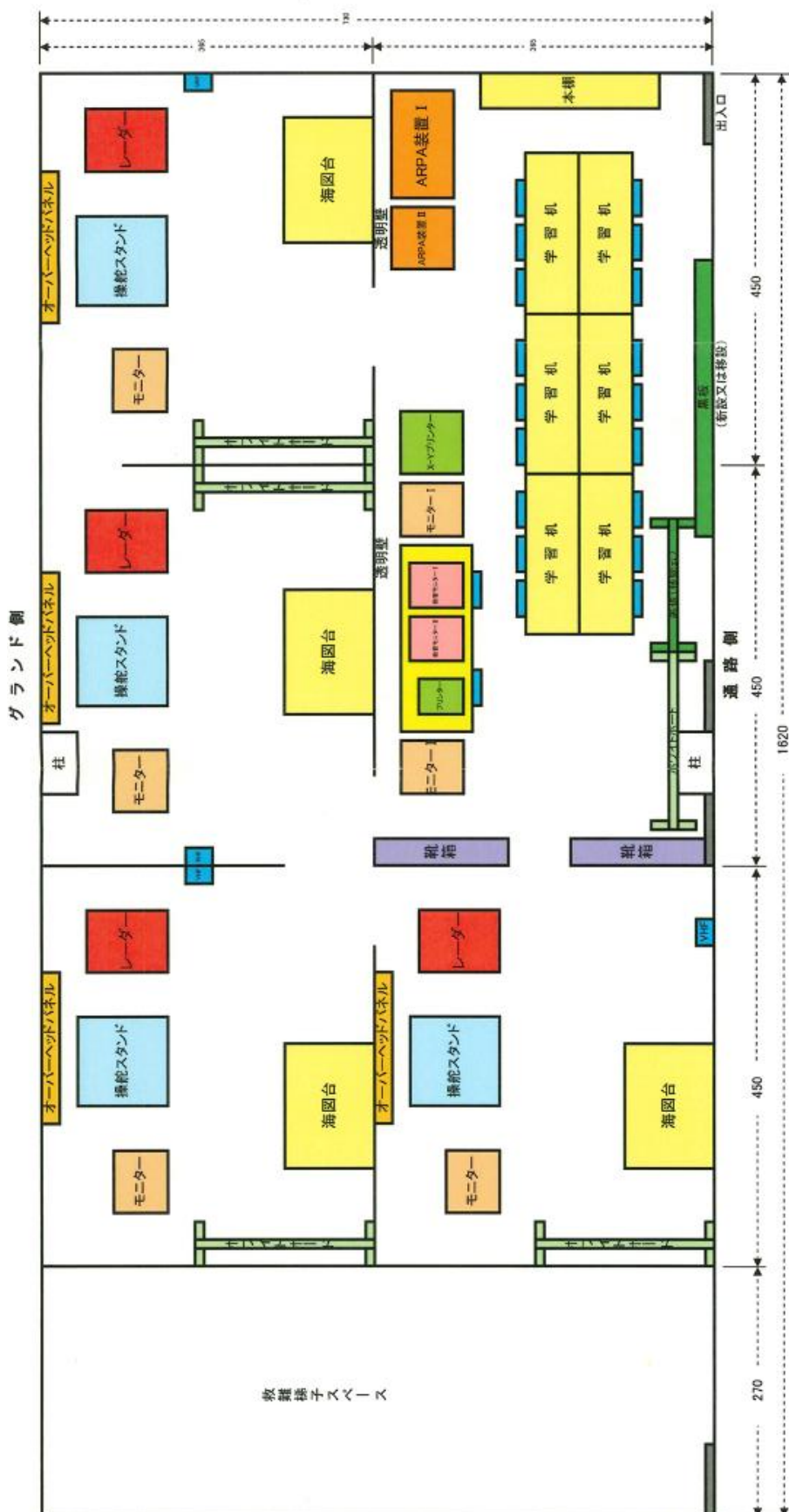
共通事項

- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶職員養成施設の要件に適合した施設であること。
- ・ 1階に配置すること。
- ・ 機器類の整備・搬入搬出作業を想定し、天井高 5000mm 以上を確保すること。
- ・ 床荷重は 10kN/m²以上を確保すること。
- ・ 大型実験器具（例：幅 1800 奥行 900 高さ 1800、1000kg キャスター付）等の教室間移動をするため、移動に支障となる段差や障害物のない構造とし、関係諸室は可能な限り隣接させること。
- ・ 別整備の実験機器や什器類の固定のため、あと施工アンカー等の位置決めを容易にできるような設計とし、電気及び通信線などは原則として埋設せずケーブルラックや露出配管で敷設すること。
- ・ 各実習室への工材や実験器具の搬出入、学生教職員の移動に配慮し、人及び車両の導線を確保すること。
- ・ 床面は原則緑色（マンセル参考値:5G5.5/10）塗料を用いた塗床とし、機器外周区画や危険個所は赤、黄赤、黄などの警戒色、通用路は白線等で明示すること。また、ボイラ清缶剤（主にアルカリ性の液体）、ボイラ水、潤滑油、燃料油、切削油等が漏出した場合でも、床面を侵食せず、容易に拭き上げ・清掃ができるものとする。
- ・ 各室には整備作業などに伴い油等が付着した手指を洗浄するための温水が利用できる手洗場を各室の利用人数に応じて設けること。
- ・ 各室には屋内機器の移動、更新、撤去及び整備性を考慮し、機器の天井部には機器の吊り上げが可能なクレーン又はつり上げ作業用の支点を設置すること。また常用の出入り口に加え外部通路に面した大扉又はシャッター等の大型の開口部を設けること（想定する開口部の大きさは下記を参照）、なお大型開口部設置に伴う断熱・気密性能の低下に十分配慮した構造とし、開口部付近には車両が施設に衝突することを防ぐため、突入防止のポール等を設置する事。
 - ・ ディーゼル機関実習室、工作実習室及び機関教材室は、H4000×W6000、4t トラック等乗り入れ想定
 - ・ 補助ボイラー実習室、補器実習室、自動制御実習室及び電気実習室は、H3000×W3000、1t フォークリフトの出入り想定
- ・ 機器の排気ガスや、作業によって屋内で発生する塵埃、燃焼ガス等については屋内作業者に暴露することがないように吸引し、周辺環境に配慮して屋外に排出される法令に準拠した吸排気設備を設けること。
- ・ 各室に設置する空調機器は、外気温に加え実習機器から発生する熱、吸排気設備の換気に対応できる能力を備えるもので、空間に飛散した油や塵埃に対応するフィルターを有するものとする。
- ・ 照明器具の電球類は容易に交換ができるよう配慮されたものとし、電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。また可燃性危険物の保管取扱い及び可燃性ガスが発生する区画にあっては防爆構造とすること。
- ・ 電気、空調、給水、換気設備などは可能な限り遠隔で集中制御ができること。
- ・ 座学区画には利用人数に応じたノート型端末用電源を確保する事、なお床面にはコンセントを設置しないこと。
- ・ 各室に実験器具及び溶接機器用の専用コンセント（三相三線 200V100A、単相二線 100V50A 等）、各機器に応じた容量の開閉器併設のコンセント盤を設置するほか、キャブタイヤケーブル等でも電源が取り出し可能な盤を壁面に設置すること。

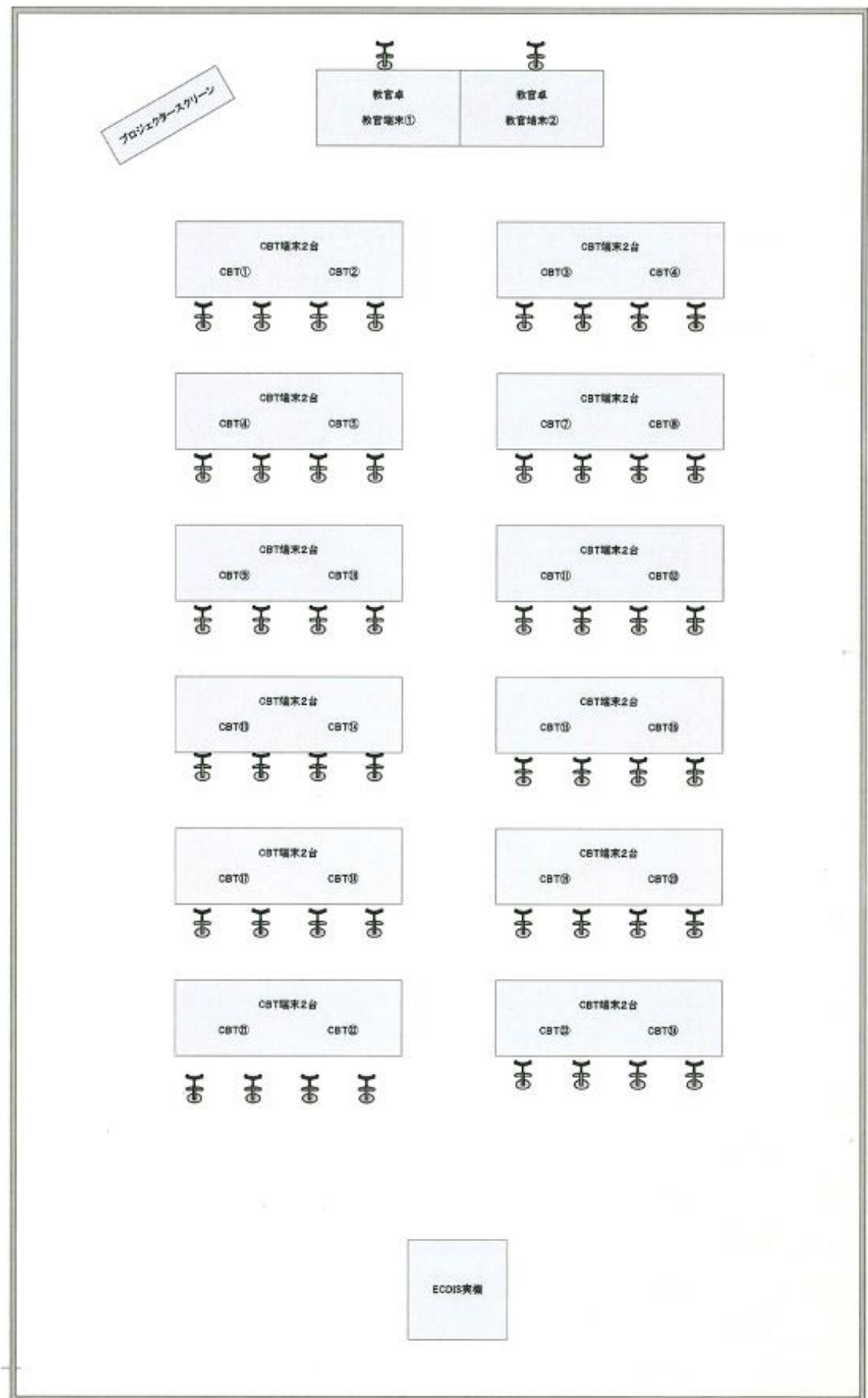
(A14) 小型船舶操縦士養成学科教室



(A15) レーダーARPA シミュレーター実習室



(A16) 電子海図情報表示装置

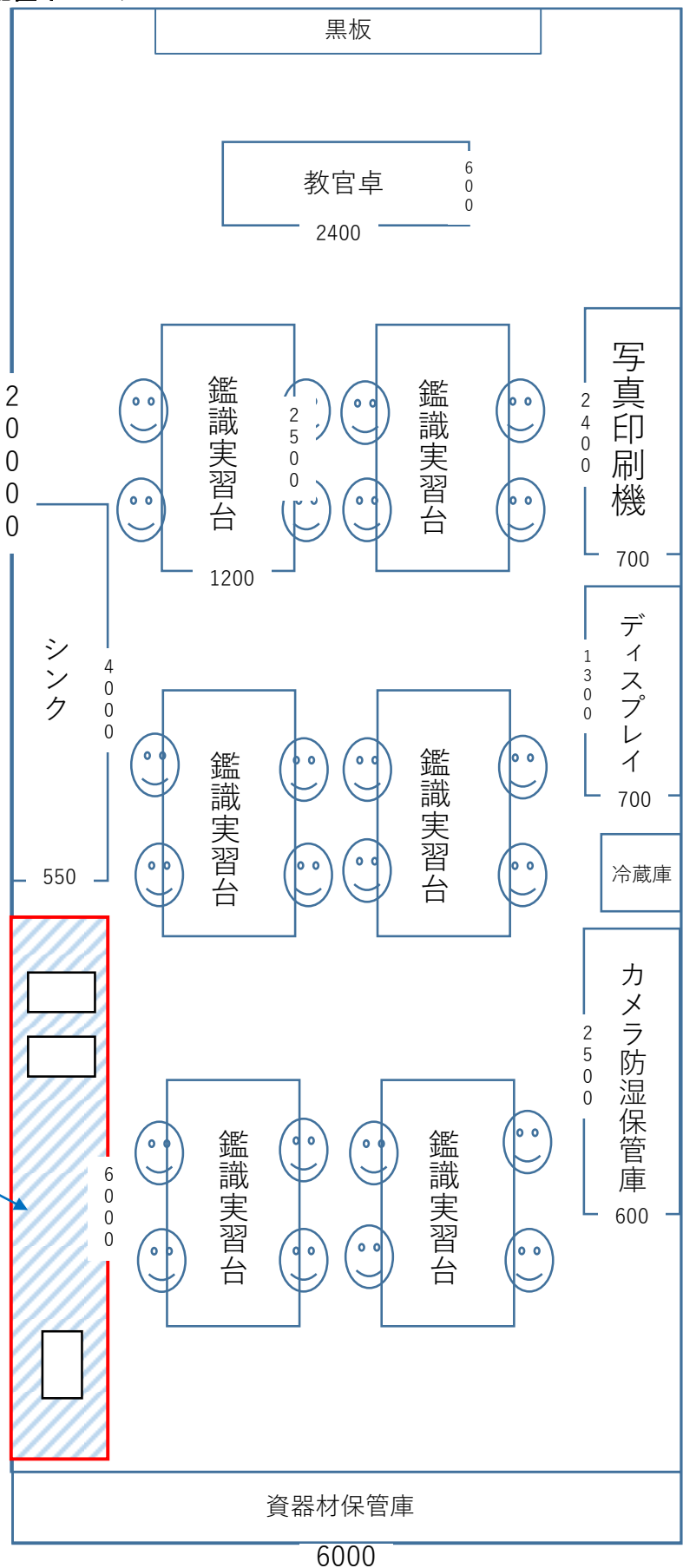


(A18) 警備救難教官室用実習室 B 配置イメージ

【警救案】
 警救教官室用実習室 B
 (鑑識指紋実習室
 兼環境実験室)

イメージ図

自然採光窓際に撮影台
 (カウンター/高さ約0.8m)
 兼資器材保管庫



(B1)寮室 性能特記

各寮室は次のようなものとする。

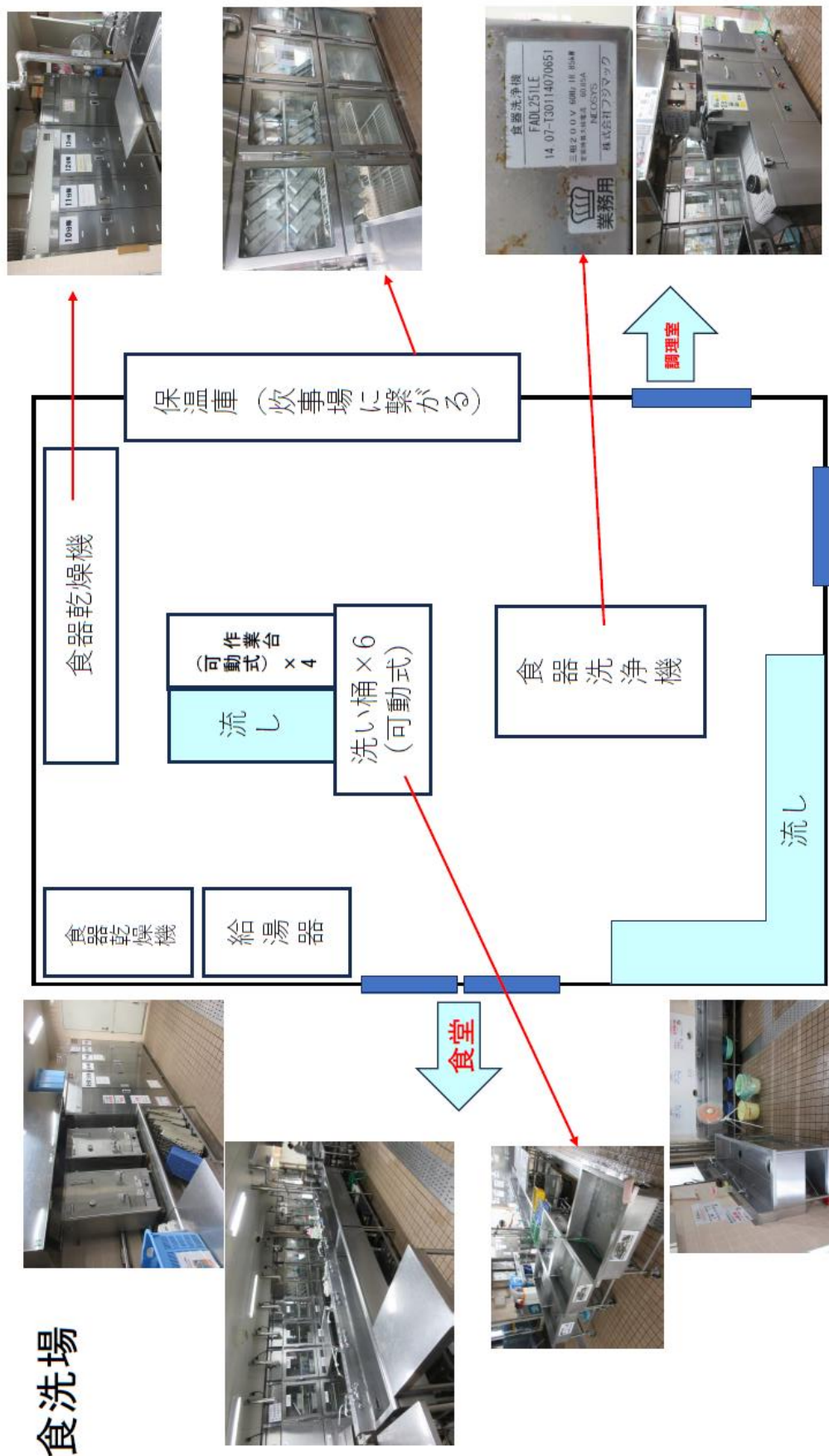
- ◎各居住者の部屋は個室とする。
- ◎個室8室及び共有スペースをまとめたものを区画し、「班」と呼称する。
- ◎通路から班への出入口は1ヶ所とする。
- ◎各個室には共有スペースを通じて入室する計画とする。
- ◎共有スペースは、班員が自然と集まるように、安らげる場となるような内装、設備及び計画とする。
- ◎班の出入口外側（共用廊下側）の扉横の壁に班員（8名分）の在室・不在室を表示する掛札を掛けることのできる掛札掛けを設置すること。
 - 掛札の形状は、プラスチック製、縦75mm、横25mm、厚さ3mmであり、上端から7mmの左右中心位置に直径4mmの穴があるものである。
- ◎班の出入口扉は、外側からのみ鍵（全班共通マスターキー7本用意）で施錠できる片側引き戸（自閉装置及びストッパー付）とし、扉には透明ガラス窓（幅500mm×高さ500mm程度）を設けること。
- ◎空調設備は環境に優しく、最も経済的になるように提案すること。
- ◎インターネット引き込み工事が行えるように配管を行うこと。
- ◎各個室について
 - 机、ロッカー、ベッドを備え付け、着替えができる十分なスペースを有すること。
 - 個室内に備え付ける机、ロッカー、ベッドの仕様については次のとおり。
 - ・机：幅1,100mm×奥行600mm程度で施錠可能な引き出しを備えた片袖机（照明及び本棚（A4サイズの書類を収めたファイルが楽に取り出せる高さ約330mm、幅約1,100mmを2段））を備える。
 - ・ロッカー：幅900mm×奥行510mm×高さ1,800mm程度
 - ・ベッド：個室ごとに高身長者等が、快適な睡眠が得られる幅及び長さを有し、衣類等が大容量で収納可能なベッドを設置する。
 また、ベッド付近には目覚まし時計及び眼鏡等の小物類が置ける棚を設ける。
 - 備付ける什器類等については、換気を考慮し通気性の良い配置とし、カビ等の発生を防止する工夫を行うこと。
 - 個室扉は、外側からのみ鍵（全室共通マスターキー7本用意）で施錠できる片側引き戸（自閉装置及びストッパー付）とし、扉には透明ガラス窓（幅500mm×高さ500mm程度）及び紙製名札を差し入れることのできるネームフォルダを設け、窓（内側）にカーテンレールを取り付けること。
 - 天井に煙探知機を設置すること。
 - 電源コンセントは2個口のコンセントを机の近く1ヶ所設置すること。
 - 個室の扉、ロッカーの扉、ベッド下の引き出しを全て解放しても相互干渉しない配置とすること。
 - 個室内のカビ発生を防止するため、湿度管理が可能な空調を設置すること。
 - 空調のほか、学生の長期不在時においても、カビ防止となるような機械換気設備、内装材等により工夫した提案とすること。
 - 個室内は学生の精神的安定を得られるよう、床、壁、照明（温かみのある色）の仕様を提案する。
 - 床材は、防臭効果を有し、清掃が容易な仕様を提案する。
 - バルコニーを設け、物干しが可能な設備を備えること。バルコニーへは、アプローチが容易な掃き出し窓とし、網戸を設置すること。なお、窓には二重カーテンレールを設置すること。○バルコニーは転落防止に十分な高さを考慮し、カビの発生を抑制する通気性のある仕様とすること。

- 複数の個室で一体のバルコニーとする場合、隣室区画に立ち入らないよう、避難が可能な隔板を設けること。
- バルコニーの排水溝は、詰まりを軽減し、清掃が容易な仕様とする。

◎共有スペースについて

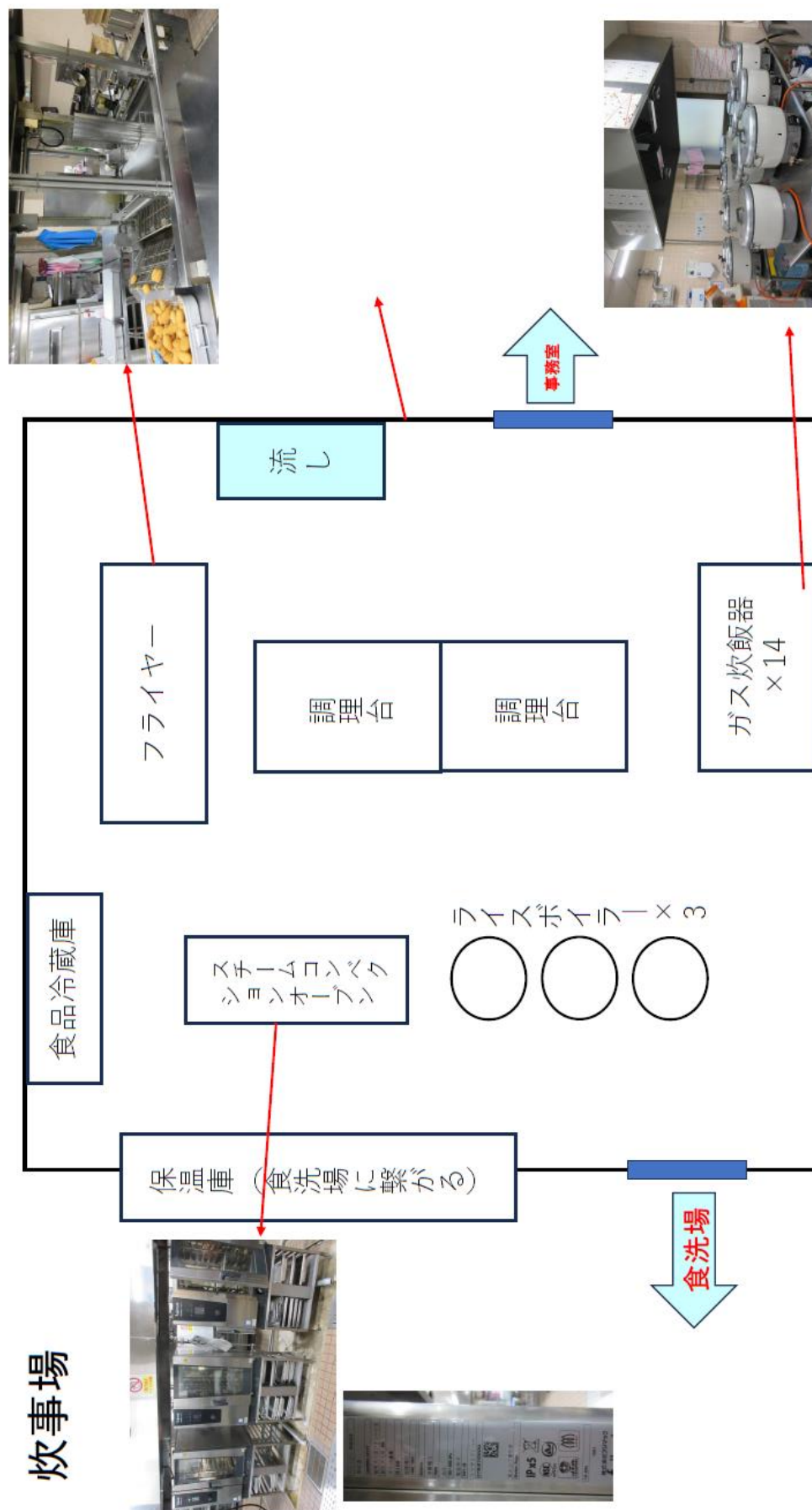
- 共有スペース床は、土足部分（廊下側）・土足禁止部分（個室側）が色、材質等により分けし、土足部分には一人当たり長靴1足ほか短靴7足が収納可能な下駄箱（8人分が収容できるもの）を設置し、土足禁止部分の壁に共同使用できる収納棚を設置すること。
- 天井には煙探知機を設置し、防犯カメラ（パナソニック ネットワークカメラ WV-S4550L と同等品以上を想定）を設置できるようにする。
- 壁に時計を設置できるようにすること。
- 電源コンセントは2個口のコンセントを入口付近に1ヶ所設置すること。そのほか、班全員分の湯沸かしが可能な電気ケトルや個人用端末などの充電が可能となるコンセントを設けること。
- 内線電話1台を設置すること。（海上保安庁内線）
- 共有スペースは、学生が精神的安定を得られるよう、床、壁、照明（温かみのある色）の仕様を提案する。なお、同階各班のスペースの内装は同一とせず、他の班員間での交流が深まる工夫を求める。
- 床材は、防臭効果を有し、清掃が容易な仕様を提案する。
- 茶話に必要な食器類を収納できる棚を設け、扉付きの場合は地震等による飛び出し防止措置を講じる。

(B11) 食洗場



食洗場

(B12) 炊事場



炊事場



(C1) 寮室 性能特記

- ◎各居住者の部屋は個室とする。
- ◎個室8室及び共有スペースをまとめたものを「班」と呼称する。
- ◎通路から班への出入口は1ヶ所とする。
- ◎各個室には共有スペースを通じて入室する計画とする。
- ◎共有スペースは、班員が自然と集まるように、安らげる場となるような内装、設備及び構造とする。
- ◎班の出入口外側（通路側）の扉横の壁に班員（8名分）の在室・不在室を表示する掛札を掛けることのできる掛札掛けを設置すること。
掛札の形状は、プラスチック製、縦75mm、横25mm、厚さ3mmであり、上端から7mmの左右中心位置に直径4mmの穴があるものである。
- ◎班の出入口扉は、外側からのみ鍵（全班共通マスターキー7本用意）で施錠できる片側引き戸（自閉装置及びストッパー付）とし、扉には透明ガラス窓（幅500mm×高さ500mm程度）を設けること。
- ◎空調設備は環境に優しく、最も経済的になるように提案すること。
- ◎インターネット引き込み工事が行えるように配管を行うこと。
- ◎各個室について
 - 机、ロッカー、ベッドを備え付け、着替えができる十分なスペースを有すること。
 - 個室内に備え付ける机、ロッカー、ベッドの仕様については次のとおり。
 - ・机：幅1,100mm×奥行600mm程度で施錠可能な引き出しを備えた片袖机（照明及び本棚（A4の書類を収めたファイルが楽に取り出せる高さ約330mm、幅約1,100mmを2段）を備えたもの）
 - ・ロッカー：幅900mm×奥行510mm×高さ1,800mm程度
 - ・ベッド：個室ごとに高身長者等が、快適な睡眠が得られる幅及び長さを有し、衣類等が大容量で収納可能なベッドを設置する。
また、ベッド付近には目覚まし時計及び眼鏡等の小物類が置ける棚を設ける。
 - 備付ける什器類等については、換気を考慮し通気性の良い配置とし、カビ等の発生を防止する工夫を行うこと。
 - 個室扉は、外側からのみ鍵（全室共通マスターキー7本用意）で施錠できる片側引き戸（自閉装置及びストッパー付）とし、扉には透明ガラス窓（幅500mm×高さ500mm程度）及び紙製名札を差し入れることのできるネームフォルダを設け、窓（内側）にカーテンレールを取り付けること。
 - 天井に煙探知機を設置すること。
 - 電源コンセントは2個口のコンセントを机の近く1ヶ所設置すること。
 - 個室の扉、ロッカーの扉、ベッド下の引き出しを全て解放しても相互干渉しない配置とすること。
 - 個室内のカビ発生を防止するため、湿度管理が可能な空調を設置すること。
 - 空調のほか、学生の長期不在時においても、カビ防止となるような機械換気設備、内装材等により工夫した提案とすること。
 - 個室は学生の精神的安定を得られるよう、床、壁、照明（温かみのある色）の仕様を提案する。
 - 床材は、防臭効果を有し、清掃が容易な仕様を提案する。
 - バルコニーを設け、物干しが可能な設備を備えること。バルコニーへは、アプローチが容易な掃き出し窓とし、網戸を設置すること。なお、窓には二重カーテンレールを設置すること。
 - バルコニーは転落防止に十分な高さを考慮し、カビの発生を抑制する通気性のある仕様とすること。
 - 複数の個室で一体のバルコニーとする場合、隣室区画に立ち入らないよう、避難が可能な隔板を設けること。

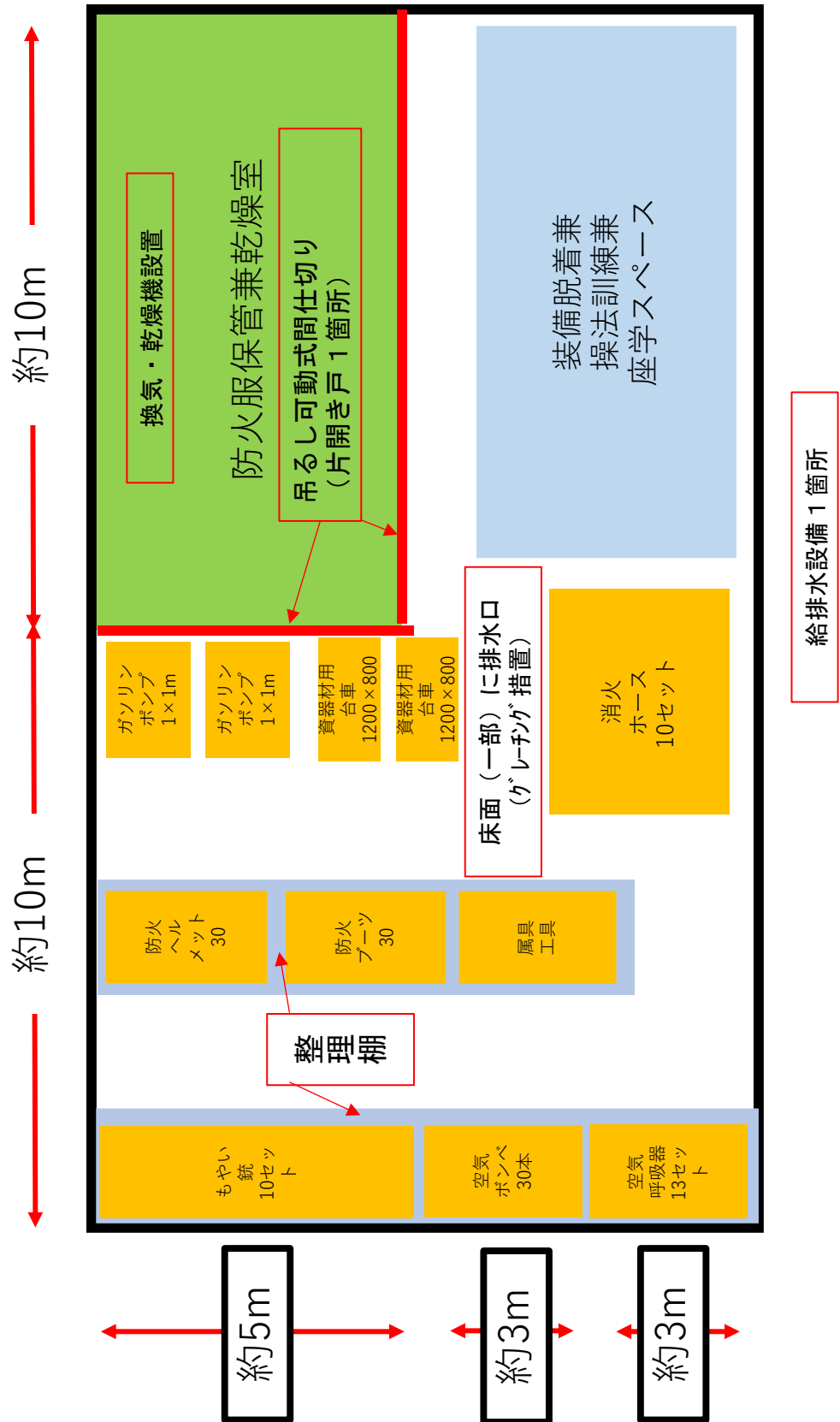
○バルコニーの排水溝は、詰まりを軽減し、清掃が容易な仕様とする。

◎共有スペースについて

- 共有スペース床は、土足部分（廊下側）・土足禁止部分（個室側）が色、材質等により分けし、土足部分には一人当たり長靴1足ほか短靴6足が収納可能な下駄箱（8人分が収容できるもの）を設置し、土足禁止部分の壁に共同使用できる収納棚を設置すること。
- 天井には煙探知機を設置し、防犯カメラ（パナソニック ネットワークカメラ WV-S4550L と同等品以上を想定）を設置できるようにすること。
- 壁に時計を設置できるようにすること。
- 電源コンセントは2個口のコンセントを入口付近に1ヶ所設置すること。そのほか、班全員分の湯沸かしが可能な電気ケトルや個人用端末などの充電が可能となるコンセントを設けること。
- 内線電話1台を設置すること。（海上保安庁内線）
- 同スペース内は学生の精神的安定を得られるよう、床、壁、照明（温かみのある色）の仕様を提案する。なお、同階各班のスペースの内装は同一とせず、他の班員間での交流が深まる工夫を求める。
- 床材は、防臭効果を有し、清掃が容易な仕様を提案する。
- 茶話に必要な食器類を収納できる棚を設け、扉付きの場合は地震等による飛び出し防止措置を講じる。

(D4) 実習用倉庫 配置イメージ

実習用倉庫
イメージ図



(D6・D7) 整備実習室（基本作業及び整備作業）

整備実習室（基本作業及び整備作業）

- ・ 整備実習室間および機体格納庫間の3つの実習室を相互に行き来できる防音ドア（大型引き戸タイプ）を設置する。重量物が通過してもレールが破損しないようにすること。
- ・ 実習室間では、高さ約 2300 mmのモニター（86 インチ・スタンド含む）、幅約 1900 mm×奥行 1500 mmの航空機用エンジン（実習用教材・スタンド含む）の移動を想定している。
- ・ 実習室には窓（結露しない構造）を設置し、床上で開閉操作ができるようにする。
- ・ コンプレッサーから空気配管を床下に敷設し、壁面に数か所取出口を設置する。（18～20 人分が確保できるように取出し口を配置）
- ・ 200V 単相、100V コンセントは各壁面に設置する。200V 単相コンセントは各壁面 1 箇所、100V コンセントは各壁面に 3000 mm毎に設置する。
- ・ 白板（2000 mm×1000 mm）は上下スライド 2 段式とする。
- ・ 室内のいずれの場所からも見ることができるところに時計を設置できるように計画すること。
- ・ 庁内電話、NTT 回線電話が各室内に 1 回線必要で、かつコードレス電話を設置できるように計画すること。
- ・ 油脂類を一時的に保管できる棚（必要であれば消防法にかかる手続きを行う）を設置できるように計画すること。
- ・ 各実習室には、通路と通じる人が出入りできる出入口を設ける。

内装仕上（壁）

- ・ 授業中に騒音が発生するため防音断熱仕様の壁・天井とする。
- ・ 作業用机・椅子 22 名分を収納できる壁面内収納を整備すること。
- ・ 部品・機材を保管できる棚を壁面に設置できるように計画すること。

内装仕上（床）

- ・ 重量机（110kg×10 台、75kg×10 台）及び足踏み切断機（360kg）を設置・移動するので床荷重及び床面材料に配慮が必要である。
- ・ 室内のいずれの場所からも見ることができるところに大型モニターを壁面に設置できるように計画すること。

換気設備

- ・ 外気と接する壁には溶剤を使用しても十分換気できる換気設備を設置する。

照明性能

- ・ 照度は 750 ルクス以上とし、高所作業を伴わず照明機器が交換できるようにする。
- ・ 壁面等にも照明をつけることにより、整備実習中に手元に影ができないようにする。

空調設備

- ・ 空調設備を設置する。十分な冷却暖房能力を有する。

LAN 機器

- ・ 壁に設置した大型モニター及びタブレットが学情ネットワーク及びインターネットに接続する計画であるため、無線 LAN 機器を設置できるようにすること。
- ・ 教官及び学生タブレットがネットワークを構築し、接続されモニター・タブレットへも画像が映すことができる映像配信装置（整備作業実習室、基本技術実習室及び格納庫を単独・統合それぞれ制御できる映像配信装置）を設置できるようにすること。

- ・ 上記ネットワークに接続した複合機（プリンター・コピー・スキャナー機能付き）を設置できるようにすること。

(D8) 機体格納庫

機体格納庫

- ・ 格納庫には窓（結露しない構造）を設置し、床上で開閉操作を行う。可能なら天井にも採光窓を設置する。
- ・ 整備実習室間および機体格納庫間の3つの実習室を相互に行き来きできる防音ドア（大型引き戸タイプ）を設置し、重量物が通過しても破損しないレールを使用すること。
- ・ 実習室間での、高さ約 2300 mmのモニター（86 インチ・スタンド含む）、幅約 1900 mm×奥行 1500 mmの航空機用エンジン（実習用教材・スタンド含む）の移動を想定している。
- ・ 機体格納庫室には、通路と通じる人が出入りできる出入口を設ける。
- ・ 電源は 200V 三相、単相、100V コンセントは各壁面に設置する。200V 三相、単相コンセントは各壁面 1 箇所、100V コンセントは各壁面に 3000 mm毎に設置する。
- ・ 高圧空気用コンプレッサーを設置できるように計画すること。なお、授業進行の妨げとならないように防音措置を施すこと。
- ・ 高圧空気用コンプレッサーから空気配管を床下に敷設し、格納庫床下の左右および後方、中央付近に複数箇所取り出し口を設置し、かつ壁面にも数箇所取出口を設置する。
- ・ 格納予定の実習機の上部点検用足場へ容易に移動可能、また、エンジンを見学できるように、側面に移動式（レール上を移動する）の足場を設置する。（エンジン・テール部分分割タイプ）実習中に実習機及び足場から転落しないよう足場には安全帯を結着する等の設備を設置する。
- ・ 上記足場の可動域には立ち入り禁止ラインの塗装を施す。
- ・ 白板（3600 mm×1800 mm）は上下スライド 2 段式とする。
- ・ 格納庫への鳥侵入防止策を講じる。かつ侵入してしまっても、容易に出るような設備を設置する。
- ・ 室内のいずれの場所からも見ることができるところに時計を設置できるように計画すること。
- ・ 部品・機材を保管できる棚を壁面に設置できるように計画すること。
- ・ 庁内電話、NTT 回線電話が室内に各 1 回線必要で、かつコードレス電話を設置できるように計画すること。
- ・ 廃油を一時的に貯める設備（満杯になったら排出できる機能付き）を設置できるように計画すること。

内装仕上（壁）

- ・ 授業中に騒音が発生するため、防音断熱仕様の壁・天井とする。
- ・ 完成後、北西方向から機体を搬入する必要があるため、壁は全高 3500 mmの実習機が無理なく搬入できる構造とする。また、ヘリポートから実習機搬入口までは実習機（3.5 トン）が搬入可能な十分な強度があり、段差を付けない通路を確保する。
- ・ 室内のいずれの場所からも見ることができるところに大型モニターを壁面に設置する。
- ・ 作業用机・椅子 22 名分を収納するための壁面内収納を整備する。
- ・ 油脂類を一時的に保管できる棚（必要であれば消防法にかかる手続きを行う）を壁面に設置する。なお、保管する油脂類は、ホワイトガソリン 18L、部品洗剤 840ML×48 缶、イソプロピルアルコール 36、メチルケチルケトン 36L、航空機用塗料 3.78L×6 缶、航空機用塗料 4L×2 缶を想定している。
- ・ ヘルメット 40 個以上を壁に掛けることができるようヘルメットホルダー等を設置する。

内装仕上（天井）

- ・ 天井部に天井クレーンおよびチェーンブロックの設置が必要であり、可能な限り格納庫全面をカバーできるクレーンを設置する。また、クレーンでの作業時は吊り荷を微細に上下調整でき、か

つコントローラーは無線式とする。

内装仕上（床）

- ・ 実習機（3.5 トン）及び実習機内外に学生等を 35 名程度配置しても、十分耐えられる床強度とする。 また、実習機は移動の可能性がある。
- ・ 実習機下方（底面）の床が下がり、機体下方（底面）の作業・見学ができるようにする。（実習機自体は降下させない）
- ・ 床面全面は油が浸みこまない処置を施すこと。
- ・ 格納庫内壁面に蛇口を設置（床面洗淨用）および排水口を設置する。

換気設備

- ・ 部品洗淨用シンク及び換気扇を設置する。また、外気と接する壁には溶剤を使用しても十分換気できる換気設備を設置する。

照明性能

- ・ 照度は 750 ルクス以上とし、高所作業を伴わずに照明機器（電球等）が交換できる。
- ・ 壁面等に照明をつけることにより、整備実習中に手元及び実習機による影ができないようにする。

給排水設備

- ・ 手洗い用洗面台を設置する。4～5 名同時に使えるように混合水栓を 4～5 個設置し、温水も出るようにする。またハンドソープ置き場を設置する。

空調設備

- ・ 空調設備を設置する。十分な冷房及び暖房能力を有する。

LAN 機器

- ・ 壁に設置した大型モニター及びタブレットが学情ネットワーク及びインターネットに接続できるような計画であるため、無線 LAN 機器を設置できるようにすること。
- ・ 教官 PC 等及び学生タブレットとでネットワークを構築し、接続されたモニター・タブレットへも画像が映すことができる映像配信装置（整備作業実習室、基本技術実習室及び格納庫を単独・統合それぞれ制御できる映像配信装置）を設置できるようにすること。
- ・ 上記ネットワークに接続した複合機（プリンター・コピー・スキャナー機能付き）を設置できるようにすること。

要望

- ・ 建物内に余分なスペースがあれば、倉庫を設置すること。